

令和4年第4回議会定例会会議結果

1	定例会・臨時会の別	第4回定例会
2	開会	令和4年12月13日
3	閉会	令和4年12月14日
4	会期	2日（うち会期延長日なし）
5	議員の出席	13日 出席11名 欠席 0名 14日 出席11名 欠席 0名
6	議案件数	19件（うち議員提出 1件）
7	議決の状況	(1)原案可決 16件 (2)原案承認 1件 (3)原案同意 1件 (4)原案答申 1件
8	法第99条の意見書	0件
9	その他	傍聴者 13日 8名 14日 3名
10	会議書の写し	別紙のとおり添付
11	議案書の写し	別紙のとおり添付

令和4年 第4回南幌町議会定例会（1日目） 会議録

令和4年12月13日（火）

午前 9時30分 開 会

1. 出席議員

1番	内 田 恵 子	2番	佐 藤 妙 子
3番	熊 木 恵 子	4番	西 股 裕 司
5番	志賀浦 学	6番	本 間 秀 正
7番	石 川 康 弘	8番	加 藤 真 悟
9番	川 幡 宗 宏	10番	細 川 美喜男
11番	側 瀬 敏 彦		

2. 欠席議員

なし

3. 会議録署名議員

10番	細 川 美喜男	1番	内 田 恵 子
-----	---------	----	---------

4. 職務のため、会議に出席した者の職・氏名

事務局長	斉 藤 隆	事務局主査	梶 田 健太郎
------	-------	-------	---------

5. 地方自治法第121条第1項により、説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長	大 崎 貞 二	教 育 長	小笠原 正 和
農業委員会会長	鍋 山 洋 一	監 査 委 員	白 倉 敏 美

6. 町長の委任を受けて出席した説明員

副 町 長	小 林 史 典	総 務 課 長	笠 原 大 介
まちづくり課長	藤 木 雅 彦	住 民 課 長	藤 田 雅 章
税 務 課 長	渡 辺 廣 貴	保健福祉課長	佐 藤 由美子
産業振興課長	岩 本 聖	都市整備課長	黒 島 滋 規
会計管理者	蛭 沢 千 晴	病院事務長	渡 部 浩 二

7. 教育長の委任を受けて出席した説明員

生涯学習課長	鈴 木 潤 也	生涯学習課参事	原 田 光 一
--------	---------	---------	---------

8. 選挙管理委員会長の委任を受けて出席した説明員

書記長（総務課長）	笠 原 大 介
-----------	---------

9. 公平委員長の委任を受けて出席した説明員

公平委員会事務員（総務課長） 笠 原 大 介

10. 農業委員会長の委任を受けて出席した説明員

農業委員会事務局長 砂 田 隆 樹

11. 議事日程・会議に付した事件・会議の経過は別紙のとおり

議長

おはようございます。

本日をもって召集されました令和4年第4回南幌町議会定例会を開会いたします。

本日の出席委員数は11名でございます。直ちに本日の会議を開きます。

本定例会の議事日程は、あらかじめ御手元に配布したとおりでございます

●日程1 会議録署名議員の指名を行います。

指名につきましては、会議規則第125条の規定により議長において指名をいたします。

10番 細川 美喜男議員、1番 内田 恵子議員。以上、御兩名を指名いたします。

●日程2 会期の決定をいたします。

先に議会運営委員会委員長から、本定例会の運営についての報告の申し出がありましたので、これを許します。

9番 川幡 宗宏議員。

川幡議員

令和4年第4回議会定例会の運営について、去る12月6日に議長出席のもとに議会運営委員会を開催いたしました。議会事務局より本定例会の提案議案等の概要について説明を受けるとともに、日程及び運営について協議いたしました。

本定例会に付議される案件は、議会提案として各委員会所管事務調査1件。

町からは功労表彰について1件、契約関係1件、条例関係8件、令和4年度会計補正予算5件、一般議案3件であります。

以上、提案案件全般について審議いたしました結果、本定例会の会期は本日12月13日から12月15日までの3日間とすることで意見の一致をみております。

最後に、議会運営に特段のご協力をいただきますようお願い申し上げ、議会運営委員会委員長報告といたします。

議長

お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は12月13日から12月15日までの3日間といたしたいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本定例会は12月13日から12月15日までの3日間と決定をいたしました。

●日程3 諸般報告をいたします。

・1番目 会務報告は、御手元に配布したとおりでございます。これを持ちまして報告済みといたします。

・2番目 定例監査結果報告をいたします。

局長に朗読させます。

局 長
議 長
監査委員
議 長

(朗読する。)
監査委員からの補足説明があれば賜ります。
(ありませんの声)
以上で、定例監査結果報告につきましては報告済みといたします。
・ 3 番目 財政的援助団体等監査結果報告をいたします。
局長に朗読させます。

局 長
議 長
監査委員
議 長

(朗読する。)
監査委員からの補足説明があれば賜ります。
(ありませんの声)
以上で、財政的援助団体等監査結果報告につきましては報告済みと
いたします。

町 長

・ 4 番目 町長一般行政報告をいたします。町長。
本議会定例会にあたり、2 件の行政報告を行います。
初めに、新型コロナウイルス対応経済対策等の進捗状況について、
御報告します。プレミアム付商品券事業につきましては、9 月 30 日
に利用期間が終了し、利用実績は、額面総額 2, 500 万円のうち、
2, 491 万円で、利用率は 99. 6 %となりました。運送事業者等
支援金事業につきましては、9 月 30 日をもって事業が終了し、法人
9 社、個人 2 社、計 11 社の申請があり、支給総額は 200 万円とな
りました。
次に、コロナ禍における価格高騰等緊急経済対策の進捗状況につい
て御報告します。肥料をはじめ、飼料や燃料など生産資材価格の高騰
による、農業経営の負担を軽減する緊急営農支援事業につきましては、
11 月 28 日より南幌町農業協同組合において、農業経営体に対する
支援金の申請受付を開始しました。支援額は、総額 4, 000 万円を
1 経営体当たり 5 万円の戸数割に、経営面積で算出する面積割を加え
た金額で案分し、来年 1 月に約 160 の経営体に支給されます。
以上、一般行政報告とします。
以上で町長一般行政報告につきましては報告済みといたします。

議 長

●日程 4 一般質問を行います。
本定例会の一般質問通告者は 4 名でございます。一般質問についま
しては、通告順に行います。

佐藤議員

2 番 佐藤 妙子議員。
今日は 2 問町長に質問させていただきます。男性用トイレにサニタ
リーボックスの設置を。国内では高齢の男性に多い膀胱がん・前立腺
がんの手術後や、加齢により排尿のコントロールが難しくなり尿漏れ
パッドを使わざるを得ない人が一定数います。日本排尿機能学会の調
査(2002 年)によると、夜間頻尿は 4, 500 万人、昼間頻尿は
3, 300 万人、尿漏れは 1, 000 万人いると報告されています。
しかし、男性トイレの個室には汚物入れ(サニタリーボックス)が設
置されているケースが少なく、その処理に困って無理やりトイレに流

して詰まらせたり、水分をたっぷり含んだパッドをやむを得ず持ち帰る男性も少なくないとのこと。尿漏れパッドを使用していることで外出も長時間を避けることや、常にトイレに行く意識が働くなど、誰にも言えずご苦労されている方も多いと思います。そこで町長に2点伺います。

1、本町の公共施設内での男性用サニタリーボックスの設置状況は。

2、町民の中にも大変苦慮されている方もいることから、まずは公共施設から設置をすべきと考えますが伺います。

議 長
町 長

町長。

男性用トイレにサニタリーボックスの設置をの御質問にお答えします。

1点目の御質問については、役場、あいくる、生涯学習センター等7施設の多目的トイレにはサニタリーボックスを設置していますが、男性用個室トイレには設置していません。

2点目の御質問については、全国的に男性特有の疾病である前立腺がん罹患者の増加や高齢化の進展に伴い、男性用個室トイレにサニタリーボックスを設置する動きが広がっており、本町においても、病気や加齢等により、尿漏れパッドが生活に欠かせない方が、安心して外出できるよう、各公共施設への設置について順次進めるとともに、利用者に周知してまいります。

議 長
佐藤議員
(再質問)

2番 佐藤 妙子議員。

設置していただけるということで、大変安心いたしました。やはりこのような問題は、なかなか声を上げることが難しいとされていたようですけれども、最近ですね、いろんな自治体でこのサニタリーボックスを導入してから、感謝の声が多く届いているとお聞きしております。先ほども話しましたが、前立腺などの疾病が原因で、後遺症での失禁ということでしたけれども、全国の前立腺がんの発症率が、2004年では2万3,000件、2006年では4万2,000件、2020年には7万8,000件と急増して、今後も高齢化に伴い増えていく可能性は高いと言われております。

そして、そのサニタリーボックスをめぐる問題としましては、一般の利用者がサニタリーボックスをただのごみ箱だと間違えてしまうということがあるそうです。このサニタリーボックスは決して容量が多いわけではないために、一般のごみも一緒に廃棄されてしまうという、そういう事例があるそうです。そこで、サニタリーボックスの設置理由をただし書やポスターなどで示し、目立つ場所に表示してあげるといいと思います。ただのごみ箱として利用してしまう方の中には、サニタリーボックスを知らないという方も少なくありません。特に男性トイレでのサニタリーボックスに関しては、まだまだ普及はしておりませんし、存在そのものを知らないという方がいても不思議ではないと思います。例えば、その病気やそのほかの理由で、尿漏れパッドやおむつを必要としている方に設置していますとか、やはりその設置理

由が分かりやすいように表示してあげれば、どういう人がどのように利用するのかが、誰でも理解できるようになると思うんですね。それで、男性トイレのまず分かりやすい表示と、それと男性トイレの入口に分かりやすく、ここのトイレにはサニタリーボックスがありますよと、そういう表示をすることも必要と思いますが、いかがでしょうか。

議 長
総務課長

総務課長。

ただいまの佐藤議員の再質問にお答えいたします。議員おっしゃるとおり、サニタリーボックス設置についての表示の件でございますけれども、男性用トイレの個室に設置してあること並びにその設置の理由等々について、入口の表示も含めまして、先進的な事例を検討し、そういったような表示をするように努めてまいりたいと思いますので、ご理解をお願いします。

佐藤議員

次に移ります。

地域高規格道路の開通に伴う防災対策と周辺整備について。本町を通る地域高規格道路は道央圏の連絡道路として、令和6年度中に完成と公表されています。開通により人や物の流れが大きく変わり、本町への車の交通量の増加も予想されます。特に温泉周辺では近年、度重なる豪雪での車の立ち往生や交通障害も懸念されることから、今後、地域高規格道路開通にあわせ、大規模災害や暴風雪などの自然災害に向けた防災対策を進めることが必要と考えます。

そこで、南幌温泉及びその周辺の整備を模索し、災害時における避難所としての機能を併せ持った施設として、補助金等を柔軟に活用して整備すべきと考えますが町長の考えを伺います。

議 長
町 長

町長。

地域高規格道路の開通に伴う防災対策と周辺整備についてのご質問にお答えします。温泉周辺は浸水想定区域となっていることから、南幌温泉を大規模災害時における避難所とすることはできません。ただし、温泉駐車場を暴風雪時等における、車両の自主的な避難又は待機場所として利用することは可能と考えることから、温泉周辺の整備にあたり、有効的な活用を検討してまいります。

また、整備に係る財源については、補助金・交付金など有利な財源の確保に努めてまいります。

議 長
佐藤議員
(再質問)

2番 佐藤 妙子議員。

再質問させていただきます。ただいま町長のほうから御答弁いただきましたけれども、近年南幌で起きた自然大災害では、2018年に大変な暴風がありまして、翌日には、胆振東部地震の影響で町内でも数日間停電が続きました。また、2008年には、長沼周辺の国道274号線で起きた冬の暴風雪で、140台の車が渋滞や通行止めになって、全国的なニュースにもなりました。当時の千歳道路事務所では、危険を回避するために、駐車スペースが広く24時間トイレのある、マオイの丘公園を避難場所として使えないかを要請しました。当時は100人ぐらいの利用者がいて、特に女性の避難者はトイレの使用が

1 番心配されたそうです。このようなことを考えると、南幌でも同じようなことがないとは限らないと思います。

そこで本町には道の駅はありませんけれども、南幌温泉とその周辺を防災拠点として考えてはどうかと思います。先ほど有効的な活用を検討していただけたというお話でしたけれども、それらを踏まえて3点ほど再質問させていただきます。

1 点目は、温泉の駐車場は、災害時には避難する車を受け入れるスペースが確保できると思います。災害時には、その避難場として活用できる駐車場とともに、24時間稼働のトイレ整備も必要になると考えますがいかがでしょうか。

2 点目として、災害時には電源を確保することが必要です。南幌温泉に発電機などの設置があれば、災害があっても安心して入浴の提供をできるのではないのでしょうか。

それと、最後に3点目なのですが、現在、キャンプ場を温泉周辺に考えているとお聞きしております。最近では国の補助金などを利用して、防災キャンプ場が各地にできております。これは、普段はレジャー施設ですが、災害時には災害避難場所として使用できるものです。災害になると、車の中での避難が多くなります。それによって、エコノミー症候群が以前は問題になりました。キャンプ場のテントでの避難は、家族にとってもペットがいる方にとっても、安心して過ごすことができると思うんですね。それで、せっかくキャンプ場の計画をされておりますので、災害時にも適用できるキャンプ施設の考えを伺います。3点伺います。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

佐藤議員の再質問にお答えいたします。南幌温泉周辺での、近年での車の立ち往生や交通障害の状況でございますけれども、今年2月に記録的な大雪に見舞われまして、札幌市内では、またその近郊で、道路障害が長い間続きました。幸いにして本町ではそういうような状況はございませんでしたけれども、国道337号で一部通行止めの措置がとられたところでございます。

24時間トイレ、温泉の駐車場の活用等のお話でございますけれども、南幌温泉を避難場として、災害避難場とすることにつきましては、先ほど申し上げたとおり、周辺が浸水想定区域浸水層3メートルから5メートルの地域でございます。したがって、そういう活用は見込めません。

南幌温泉は、今全体的な施設の老朽化対策ということで、本年度、大規模改修に向けた実施設計を行っているところでございます。あわせて、集客促進と付加価値の向上を図るために、温泉周辺の整備を検討しているところでございます。その周辺整備にあわせまして、現駐車場を暴風雪時等における車両の自主的避難、一時待機場所としての有効活用は利用可能ではないかなと考えております。ただし、そのような場合、好天時でございますけれども、基本的には車両の運転を見

合わせる事が大事でございます。また、吹雪の場合は、除雪車の出動も困難でございますし、二次災害への注意が一番必要でございます。そういうことには十分留意をしなければならないかなと思っております。現在温泉の大規模改修にあわせて、周辺整備の検討をしておりますけれども、現在検討チームでいろいろ主旨協議をしております、周辺整備につきましてはこれからその検討を加える予定でございます。それで、周辺整備の方向性としましては、以前全員協議会でもお話をしましたけれども、きららパーク内にキャンプサイトを整備して、その付帯施設としまして、トイレと炊事場の設置を想定してございます。しかしながら、キャンプ場を通年利用するとした場合、冬季間の除雪、管理運営、また集客見込みなどを考えた場合、冬季間の運営については難しいのではないかなと。したがって、トイレや炊事場の冬季間の開設についても、難しいのではないかなと思います。

あと、南幌温泉の非常時の活用でございますけれども、南幌温泉につきましては当初より避難所ということ想定しておりませんので、非常用の電源設備は設置してございません。また、エコノミー症候群というお話もいただきましたけれども、車中泊が長引くとか、そういうような場合の対応でございますけれども、体を動かしたりですとか、水分補給をするですとか、また、運動ですとか、足元を高くするというようなことが効果的といわれております。現在このエコノミー症候群を解消するための施設の整備、またはそういう施設の有効活用、ここまでの発展的な考えは持っておりません。

議 長
佐藤議員
(再々質問)

2番 佐藤 妙子議員。

ただいま、町長のお考えをお聞かせいただきました。いろいろな形で制約もありますでしょうし、大変な部分もありますけれども、ぜひとも先ほど私が言ったことも、今後頭の片隅にというか、取り入れて進めていただきたいと思います。

さて、南幌町なんですけれども、南幌町の地域防災計画にあります避難体制整備計画の中で、町は、道や関係機関と連携し、避難場所、避難施設、備蓄等防災に関する諸活動の推進にあたり、公共用地の有効活用に配慮すると記されているんですけれども、災害時には企業との連携で、地域の防災を協力して、防災協定を結んでいるところが最近増えてまいりました。本町でも、佐川急便や他の企業との防災協定も結んでおります。私は、南幌温泉や周辺にあるみどり会の野菜直売所において、通常に販売している食品などを災害時には非常食として提供していただくとか、先ほどの発電機のお話もありますけれども、協定を組むことによって発電機の設置も可能になるのではないかなと考えております。南幌温泉や、野菜直売所などの災害協定が必要と私は考えているんですけれども、その件についてお伺いいたします。

町 長
(再々答弁)

佐藤議員の再々質問にお答えいたします。まず温泉周辺の現状の施設、例えば、みどり会での食品を非常時に活用させていただくというようにお話でございますけれども、これはやはり相手あつてのことで

ございますので、また、規模も大きい事業をしているわけでもないです
ので、なかなかそこまでは町のほうからの要望は難しいかなという
ように考えますけども、情報交換はしてまいりたいなと思ってございま
す。

また、発電機の協定でございますけれども、南幌工業団地に来てい
ただいた企業さんと、発電機を災害時に貸し出していただけるという
ことで協定を交わしております。南幌温泉の発電機の設置でございま
すけれども、これは指定管理です、経営方法につきましては協定
をしているところでございます。南幌温泉につきましては、宿泊者、
当然利用者が優先となっております。それで、そういう災害時の温泉
の利用については、大きな災害があると想定される場合については、
事前に営業を一時休止するだとか、そのような措置をとりながら、宿
泊者に対する安全確保を図っているものと思っております。そういう
ようなことから、現在南幌温泉では非常用発電の設置については、町
としては考えてございませぬけれども、またこれから指定管理先であ
るアンビックスともいろいろ情報交換をしながら、検討はしてまいり
たいというふうに考えております。

議 長

以上で、佐藤 妙子議員の一般質問を終わります。

内田議員

次に、1 番 内田 恵子議員。

行政区・町内会の存続についてを町長に伺います。現在、本町では、
子育て世代を対象とした各種支援施策の効果により移住者が増え、平
成 11 年より減少が続いていた人口が 23 年ぶりに増加しました。み
どり野きた住まいるヴィレッジのある美園地区は、すでに販売区画が
ほぼ完売の状況にあり、現在、町内会の設立に向けて、町と美園地区
の住民で話し合いが持たれていると聞いています。一方で、既存の行
政区は、高齢化が進み、健康上の理由から班長を務めることが困難に
なるなど、場合によっては入院や施設への入所で行政区を脱退するよ
うな事案も増えてきており、特に、14 区や 15 区などにおいて会員
の減少は顕著であり、このままでは地域コミュニティーの崩壊も想定
され、行政区の統合や再編も検討しなければ、存続も危惧されるこ
ろです。

行政区・町内会では、少子高齢化の進行や世帯構成の変化、生活様
式や個人の価値観の多様化など社会状況の変化により、加入率も低下
してきていることから、将来に向けて、行政区を維持していくために、
その意義や重要性を行政区・町内会、地域住民、事業者、役場がとも
に認識して共有するとともに、その活動を将来にわたって、町全体で
支えていくために行政区の統廃合等も含め協議の場を設け話し合う必
要があると思いますが、町長の考えを伺います。

議 長
町 長

町長。

行政区・町内会の存続についての御質問にお答えします。現在、本
町には 19 の行政区・町内会があり、各地域における環境美化や見守
り活動など、地域住民と行政のパイプ役として、協働のまちづくりの

推進に協力をいただいているところです。

行政区等の加入率の低下や役員の高齢化、後継者や担い手不足については、本町においても重要な課題であると認識していることから、各行政区・町内会で抱える運営上の課題や問題点を把握し、区長会等において情報共有とその課題解決に向けた協議を行ってまいります。あわせて、町民に対して行政区・町内会の意義や重要性、現状についてお知らせしてまいります。

また、行政区の統廃合については、地域からの要望が出た場合は、町として協議調整などの対応をしてまいります。

議長
内田議員
(再質問)

1 番 内田 恵子議員。

再質問させていただきます。町長は、前町長の町政を引き継ぎ、コンパクトシティへと舵取る自治体もある中で、先日、テレビでも放送がありましたが、人口増へと転じております。大変ありがたいことだなと、皆さんとても喜んでいると思うんですけども、反面、今質問しましたように、新しい行政区・町内会、そして既存の行政区・町内会の問題があり、御協議いただけるという答弁ですが、町長はこのようなことも含めて、どのようなことをベースに今後のまちづくりをお考えか伺います。

2 点目、今年は行政報告懇談会が行われませんでした。コロナ禍ということは分かりますけれども、昨年十数年ぶりに開催され、参加された方から、住民と行政が話し合う場が少ないので、引き続き懇談会を望む声に、町長は皆様と膝を突き合わせ懇談する機会をつくるよう心がけますと答えていらっしゃいます。このように報告懇談会があれば、こういった問題も出たのではないかというふうに思われるんですけども、区長会も代表ですから大事なんですけど、一人ひとりのお考えを聞くために、今後行政懇談会について、どのようにお考えか伺います。

3 点目、平成30年に札幌市では、町内会の意義や重要性について改めて市民の皆さんとその思いを共有するため、町内会に関する条例について検討を行うこととし、町内会に関する条例検討委員会を設置。結果は、平成30年5月、(仮称)札幌市町内会に関する条例素案が報告されました。その後、令和2年4月より、2年半かけて町内会の存続についての支援などを協議し、今年の10月に、札幌市未来へつなぐ町内会ささえあい条例が、定例市議会で可決し、令和5年4月1日から施行されます。南幌町としても、同じ悩みを抱えております。将来にわたり皆で一体となって支えることで、明るく暮らしやすいまちづくりを未来に継承していくために、少しハードルを上げて、検討委員会や条例制定のお考えについて町長に伺います。

議長
町長
(再答弁)

町長。

内田議員の再質問にお答えいたします。まず町内会の現状、町内の状況でございますけれども、町内会の正式な加入率の把握はなかなかできないんですけれども、広報の配布でみなした場合でございますけ

れども、全町的には８５％、１４区は８５％、１５区は９７％というような把握をしてございます。近隣道内の状況でございますけれども、由仁・長沼・栗山の三町におきましては、把握できていないということでもございました。市関係では、江別市で６６％、北広島市で７１％、恵庭市で５５％、千歳市で５９％、札幌市で７０％ということで、人口の大きい規模の市ほど、加入率が減少の傾向にあるのかなというようなことで押さえております。

また、議員言われたとおり、札幌市では本年１０月条例を制定して、来年度より施行するということで私も押さえてございます。本町におきましては、特に農村地域では、会員の減少による役員の高齢化、担い手不足が進んでいると考えております。また、市街地においても、価値観の多様化、世帯構成の変化、共同住宅の増加など、地域コミュニティ自体が変化しているのではないかなと、これは全国的なことではないかなと思っております。そうした中、町としてはまず行政区・町内会と情報共有を図ることを行いたいということで、その上で、町民に対して行政区・町内会の意義や役割、重要性などについて啓発を行いたいというように考えてございます。

また、行政懇談会の件でございますけれども、昨年度、１０月から１１月にかけて、町の現状や課題、そして第６期総合計画後期計画が近づいておりましたので、また、新型コロナウイルスの感染症対策などをテーマに、行政懇談会を開催しました。本年はちょっと開催いたしませんでしたが、現在、本町では人口増加中であること、また、準工業用地の造成や南幌温泉の大規模改修などが控えているということで転換期を迎えているということで、来年度は実施をしたいというように考えてございます。開催時期や方法などにつきましては、行政区長、町内会長と相談してまいりたいというように考えてございます。

それで最後に札幌市の条例が制定されたわけですが、本町ではということで質問をいただきましたけれども、まずは、町内会と情報共有を図ることと、その上で町内会の意義や役割、重要性について町民にお知らせをするということで、まずはできることから行ってまいりたいというように考えてございます。

議 長
内田議員
(再々質問)

１番 内田 恵子議員。

町内会というのは、法的には任意組織にすぎないので、自治会の加入を求めることについて条例制定は懸念されると。それでちょっと調べたところ、ない所に住んでいる方のメリットとしては、煩わしさが少ないということ。デメリットとしては、外灯がないとか雑草がすごいとか、防災・防犯対策、高齢者の見守りなどがなく、そしてごみ問題ですね。私たち総務では１１月２４日から２５日、四国徳島、上勝町のごみゼロ・ウェイスト対策ということで視察させていただきました。もう一つは高知県日高村ですけど、村まるごとデジタル化事業ということで、どちらも民間企業と事業を進めています。南幌町もはれば

の建設により、今後のこの事業、民間企業との縁といいますか、期待感があります。そして、今町長がおっしゃられた準工業団地の新たな誘致や、それゆえに、今、てこ入れする必要があるのではないかと。従来の行政区など、新しいまた、行政区・町内会などを皆で支えあって、町を次に伝えましょうという、そういうことが私は今の町長に期待するところです。先ほどどのようなまちづくりをお考えですかと質問しましたけれども、お答えがちょっとあったような、ないような感じなんですけれど、とにかく皆で、町民皆さんが必要なんですということで、まちづくりを進めていただきたいと思うんですけれども、そういったことで、また条例とか検討委員会を設立することで、職員も育つのではないかとと思うんですね。やはり調べるし、皆グループで話し合うと思うんですけれども、前にも、職員からグループごとに提案されたものがありましたね。それが今、活用されているのもあります。また今後期待されるものもあります。やっぱり町長には職員も育て、町民をも頼りにしながら、今後のまちづくり、そしてこの条例制定に向けて、条例があったから解決するわけではありませんけれど、その段階で同じ方向を見るということで、まとまる可能性もあると私は思うんですけど、再度町長の考えを伺います。

議 長
町 長
(再々答弁)

町長。

先ほど申し上げましたとおり、現段階において条例制定は考えておりません。しかし、地域コミュニティの役割、これは大変重要なものということで認識をしております。いずれにいたしましても、町として向き合うべき課題であると認識しております。地域と連携の上、住民自治の向上並びに協働のまちづくりに向けて、地域コミュニティが維持されますよう取り組んでまいりたいと考えてございます。

また、行政懇談会以外でも、様々な媒体を活用しまして町民からの声をお聞きし、また、お届けするということに努めてまいりたいと考えてございますので、ご理解いただけますようお願い申し上げます。

議 長

以上で、内田 恵子議員の一般質問を終わります。

ここで、場内時計で11時35分まで休憩をしたいと思います。

(午前11時18分)

(午前11時35分)

議 長

休憩を閉じ、会議を再開させていただきます。

次に、3番 熊木 恵子議員。

熊木議員

3番 熊木 恵子です。町長に2問の質問を行います。

まず1番目、学校給食の無償化について。本町の学校給食は、米どころの町であることや、本町でつくられている食材を知ってもらうこと、地産地消や子育て支援を進めていくこと、給食費の保護者負担の軽減を図ることを目的として、主食分の費用（米、麦、パンの費用）を全額町が負担しています。令和4年度の給食費は、小学生1食あたり単価231円で月額3,850円、中学生は1食あたり単価273円で月額4,550円となっています。学校給食費の保護者負担につ

いては、近年の物価高騰などにより負担の軽減策を実施する自治体が増加し、小中学校ともに給食費完全無償化を実施している自治体は、全国では256、道内では38の自治体で取り組まれています。少しでも保護者負担を減らそうと、半額補助や第3子から無償など一部無償の自治体が多数あります。芦別市は、物価高騰対策として年度内の小中学校の給食費を無償化すると10月に発表しており、新型コロナウイルス感染症による保護者の負担軽減策として期間限定で無償化を実施する自治体も多数あります。給食無償化を実施している、ある自治体の首長は「町の自慢はおいしい給食だ」と答え、子育て支援が充実すると若い世代が増えて町が活性化し、自治体の規模に関わらず、総予算の1%未満で給食費の無償化はできると話しています。

本町の子育て支援策として、高校生までの子ども医療費無料化が本年4月から実施され大変喜ばれていますが、給食については主食分の負担にとどまらず段階的に無償化に向けていくことが望ましいと考えます。また、これまで以上に本町産の安全・安心な食材を用いた学校給食を提供することは、健康な子どもを育てる、食に関心を持ってもらう教育の一環として重要なことと考えます。今後の学校給食のあり方について町長の考えを伺います。

議 長
町 長

町長。

学校給食の無償化についての御質問にお答えします。私からは給食費の無償化についてをお答えし、学校給食のあり方については教育長から答弁をさせていただきます。

給食費の無償化についての御質問ですが、給食費は、食材に係る経費のみを保護者の負担としており、平成23年度からは米や麺などの主食分の費用を町が負担し、各家庭の負担軽減を図っています。新型コロナウイルス感染症やロシアのウクライナ侵攻など様々な社会情勢の変化により、小麦や油を中心に食材が急騰し、給食運営は厳しい状況にはありますが、給食の質を落とさず献立を見直すことにより、影響を最小限に抑えています。子育て支援策としては、子育て支援米の配布や、本年度より医療費助成を18歳までに拡大するなどの各種取組を行っていることから、現段階では給食費の無償化の考えはありません。

教 育 長

次に、学校給食のあり方についての御質問ですが、学校給食は、成長期にある子どもたちが栄養バランスのとれた適切な食事を先生や友達と楽しく一緒に食べながら、心と体の健康の増進を図るものです。南幌町食育推進計画の基本理念である「農業がもつ食のすばらしさを伝える」を踏まえ、基幹産業が農業である町として、地元の農産物を積極的に取り入れることにより、生産者や食材への感謝の気持ちを育み、安全・安心な美味しい給食を通じて望ましい食習慣を身につけることが大事であると考えます。

議 長
熊木議員

3番 熊木 恵子議員。

再質問を行います。今の答弁で、給食の無償化をする考えはないと

(再質問)

いうことでしたけれども、2023年5月オープンの子ども室内遊戯施設、その案内リーフレットには、育てる喜び、育む幸せ。というキャッチフレーズ、子育て支援がいっぱい、子ども医療費0円。高校生の通学費助成最大月1万円、学校給食の米・麺・パン代全額補助、子育て支援米年間10キロと宣伝しています。どれもすばらしいと思います。近年、子育て世帯を中心に移住者が増加していることは大変喜ばしいですし、先日もテレビでも放映されました。私はそこに学校給食無償化を取り入れることで、さらなる子育て支援につながるのではないかと、そこで学校給食費完全無償化が加わることで、地元で子育てしている方々も応援するという意味からも、ぜひ取り組むべきではないかと考えます。本町の米・麦・パン・麺などの全額補助は、先ほども質問でも申したように大変評価できます。しかし、段階的に無償化に向けていく考えはないのかを改めて伺いたいと思います。

近隣いろんな所で、今回のコロナに関わって、それから子どもの教育の面からも、やはり教材費だとか教科書とかいろいろで、給食費も無償化にすべきだという運動はかなり前から広がっています。そこで、先ほど紹介した全国でも多くの自治体に取り組んでいますし、それはどんどん広がっている状況にあります。近隣の新十津川町、例えばですけれども、新十津川町では、第三子以降の保育料、給食費の無償化を平成28年度から実施しています。隣の栗山町でも、コロナ感染症や物価高騰による経済への影響を考慮し、今年度の給食費の軽減策を実施するなど、取り組みは本当に広がっています。子どもにとってかけがえのない大切な学校給食であることから、保護者の負担軽減を図るため、給食無償化は、本当にこれからどんどん広がっていくと思いますし、そこはやっぱり町長の私案というか考えとして、今後その方向に向かっていくというふうに、方向を出す必要があるのではないかなと思うんですけれども、その考えを伺いたいと思います。

質問の中で最初に述べましたけれども、京都府で学校事務職員だった岡崎利夫さんという方が、退職後、給食費を無償化した全国の自治体を訪問し、取材を今現在も続けています。その方の書かれた書物を読みますと、どこの自治体も財政は決して豊かではないけれど、どの子も学び、成長していくために、給食費の無償化は重要であると、訪問し懇談した首長さんが語ってくれたそうです。質問で紹介したある自治体の首長さんは、総予算の1%未満で無償化はできると語っています。本町では、年間の給食費総額はいくらになりますか。総予算の何%になるのか、また、段階的に、例えば小学生だけ無償化にしたらいくらになるかという、そういう試算をすべきではないかなと思いますので、もし試算ができているのであれば伺いたいと思います。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

熊木議員の再質問にお答えいたします。まず本町の学校給食の状況でございますけれども、令和2年度に給食費が改定されているところでございます。食事にかかる町の負担は、議員言われたとおり、平成

23年度から実施をしているものでございます。町の1食当たりの主食分の負担額でございますけれども、平成23年の実施当初でございますけれども、小学生12円、中学生13円でございますけれども、現在は小学生で36円、中学生で46円ということで、当時からみると3倍になってございます。一方、1食当たりの保護者の負担額でございますけれども、現在小学生231円、中学生273円でございますけれども、平成23年度の実施当初と比較しまして、小学生ではマイナス11円、中学生ではマイナス14円で、10年前より保護者の負担額は減少しているという状況でございます。

また、近隣の給食費の無償化の状況でございますけれども、管内24市町のうち、現在6市町で実施していると聞いてございます。町は浦臼、北竜、妹背牛、上砂川の4町、市につきましては歌志内、美唄の2市ということで聞いてございます。

また、物価高騰によります給食費の影響緩和ということで、また保護者の負担軽減対策ということで、地方創生臨時交付金を活用してそれを充てているという自治体もあることは承知してございます。本町の場合でございますけれども、教育委員会とも協議をいたしましたけれども、給食の質を落とさず、献立の見直しを行うことによりまして、影響を最小限に抑え、現行予算で執行することができると聞いていることから、地方創生臨時交付金の活用はしてございません。

それで、給食費の無償化の考えでございますけれども、本町では子育て支援としまして、この給食の主食米の負担に加えまして、子育て支援米、そして子どもの医療費助成、高校生の通学費の助成などを行っておりまして、加えて、本年度から医療費の助成を18歳までに拡大したということもあり、現段階での無償化の考えはありません。なお、学校給食費の予算状況でございますけれども、小・中学生あわせて、給食費につきましては2,170万円でございます。全体の予算と比較をしますと0.3%という状況でございます。

3番 熊木 恵子議員。

重ねて考えはないということを言われましたので、最後に答弁された、小・中学校で2,170万円で給食無償化ができるということで、0.3%ということでした。いろいろ子育て支援について先ほど紹介したこの4つのことをやられていて、すごくそれは大きなことだとは私も思います。しかし、いつまでも米・麦・パン、そこだけではなくて、やっぱり無償化に向けていくということが、やっぱり世の流れというか、そういうところを考えると検討すべきではないかなと重ねて申し上げます。それで、先ほど0.3%というところで、私は何度も段階的に取り組むべきではないかということを申し上げているのですけれども、今からでもやはり検討して、来年度予算に反映するとか、ぜひともそういうことを考えてほしいと思います。そこでもし答弁があれば伺います。

それから、食の安全、食のことについて質問します。本町では、以

議 長
熊木議員
(再々質問)

前私は教育長に質問して、学校給食に地元産の野菜を取り入れてほしいということを質問しました。その中で改善が図られて、地場産の農産物が給食に取り入れられている現状です。今、さらにそれが進化してというか、そういう形で何品目ぐらい取り入れられて、それはどのくらいの割合なのかということがもし分かれば教えていただきたいと思います。なかなか農家の方が、生産者が入れるのに、手続きとかいろいろこう大変だということで、難しいということもあるかと思うんですけども、やっぱり地元の子供たちが安心・安全な野菜で育っていく、それで、生産者の顔が見えるということは、成長する上でもすごく大事な事だと思います。先日の開拓130年の記念講演の中でも、森崎さんが食べることは生きることということで、農業のことをすごく熱く語ってくれて、あれは本当にいい企画だったなと思っています。農業が基幹産業の町南幌町ということで、全く違う、札幌とか農業に関係ないような所から今移住が進んでいる中で、農業の持つ町の豊かさと、それを共有していくということも大事なことだと思うので、それこそ教育の中で深めるべきだと思います。

先日、有機農業に取り組んでいるという所で全国フォーラムが開かれて、会議が開かれたということが新聞で紹介されていました。その中で、千葉県のいすみ市という所が、完全に無農薬の米・野菜を取り入れて、そこの市長さんはそのフォーラムの中で、やっぱり健康な子どもを育てるということに、教育のところで貢献していく、それを広げていくということが大事なことだとおっしゃっています。本町の場合、なかなかその有機でつくっているという農家さんは少ないかと思うんですけども、そういう農家さんを応援するという意味からも、有機野菜を取り入れる、それからその地場産の野菜を100%取り入れるということで、今後の取り組みを進めてほしいなと思うんですけども、色々例えばにんじんが数量があわないとか、細かいところでは、全部そういう1食の給食に全部入れられないとか、いろんな困難はあると思うんですよね。そういう取り組みを、JAとか町も一緒に協力しあって入れていくということで、南幌町で育った子ども、それから引っ越して来られた方もすごく安心して、さらに南幌が脚光を浴びると思うんですよね。だからそういうことの取り組みを教育長にちょっと伺いたいと思います。

また、先ほどから子育て支援米のことを言われていて、先日のテレビのニュースの中でも、子育て支援米年間10キロということで言われています。この子育て支援米は、通常よりも農薬使用量を削減し、安心・安全な南幌産米を中学校卒業まで1人10キロ支給していますということです。各家庭で大変喜ばれているんですけども、なかなか支給率が100%に達しません。その要因は何と考えているのか、私はずっとこの子育て支援米も町の施策としてやってきているんですけども、学校給食の無償化を段階的に実施するという中で、そういう方向を出しながら、子育て支援米は小学校入学前まで、10キロを

小さな子どもが小学生や中学生と同じ量を食えるとは思わないので、その量を減らしながら、前向きに無償化に取り組むということが必要ではないかなと思います。その辺のことも、今後どのように考えているのかを含めて伺いたいと思います。

議 長
町 長
(再々答弁)

町長。

熊木議員の再々質問にお答えいたします。学校給食費の無償化のことでございますけれども、道内では、本町と同じ給食センター方式をとっている所が157か所ございます。その中で、本町の給食費は21番目に低く、管内では14センターがありますけれども、その中では2番目に低い状況でございます。学校給食につきましては、子どもたちの成長過程における栄養摂取、偏食のない献立や健康管理などの役割を果たしております。各市町それぞれ状況や経過があると思いますけれども、本町におきましては現在でき得る子育て支援を行っております。そのようなことから、給食費の段階的な無償化についても、現段階では考えておりません。

また、子育て支援米につきましては、なかなか当初から100%という状況にはなりません。農家の方々がご遠慮しているというようなケースもあろうかと思います。子どもさんの成長にあわせての量の配分ということは、言われることは分かるんですけれども、やはりこう、差し上げた時に与える印象ですとか、また、これによるインパクトですとか、そういうことを考えれば、現状のままやらせていただくのがいいのかなというように考えてございます。

議 長
教 育 長
(再々答弁)

教育長。

私のほうからも熊木議員の再々質問についてお答えいたします。まず、町内産野菜の使用率でございますけれども、平成27年当時は21%の使用率でございましたけれども、令和3年度におきましては23%にまで上昇しております。また、使用する野菜の種類については、現在10種類の野菜を使用しております。

次に、健康な子どもを育てる、食に関心を持ってもらうことということでございますけれども、子どもたちが生涯にわたり健康で過ごすためには、食に対する知識と健康的な食生活を行うことが必要だと思います。そのためにはまず、日々食べている食事について関心を高めることがまず第一歩かなと思っております。いただきますですとか、あるいはごちそうさまなど、命をいただくことや、生産者への感謝など、食に対する感謝の気持ち、また、食を通じて健康を保つこと、季節や命を感じる豊かな感性を得ることが大切になると考えます。現在、南幌小学校のほうで、給食の指導の年間計画を立てておりますけれども、その中でいくつかを御紹介させていただきますと、例えば8月には野菜を食べようという指導をしております。この中身については、野菜の名前や働き方、野菜の栄養について、そして野菜不足による身体の影響についても、それぞれ子どもたちに指導しております。また、10月には地場産物を知ろうということで、南幌で採れる農産物につ

いて、農作物の流通について、また、食と環境についてをそれぞれ指導しております。さらに翌11月には、感謝して食べようということで、食事の挨拶について、生産者の思いについて、食事を通じて相手を思いやることについて指導しております。さらに1月には、給食について知ろうということで、給食に携わる人々についてですとか、給食の献立について、食に関わる歴史についてをそれぞれ指導してございます。こういったことをしながら、引き続き学校給食を食育のひとつとして学校と連携しながら食の大切さを子どもたちに伝えてまいりたいと思います。

熊木議員

それでは2問目に移ります。

職員の定年延長に関わる庁舎内の改革について、町長に伺います。令和3年6月の地方公務員法の改正により、令和5年度から地方公務員の定年年齢の段階的な引き上げや、管理職として勤務する上限年齢を定める役職定年制度が導入されるため、法改正の内容について説明がありました。少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少する中、複雑・高度化する行政課題への的確な対応の観点から、定年年齢の引き上げにより、能力と意欲のある高齢期の職員を最大限活用しつつ、次の世代に知識、技術、経験を継承するものとしています。住民の生活を支える自治体の業務は多岐にわたっています。これまで長年にわたり地方公務員として、町の発展に寄与し多くの部門で力を尽くしてこられた職員が町民の生活場面で存分に力を発揮できるよう庁舎内の職場体制を変える必要があるのではないのでしょうか。

現在の庁舎内で、どのような部署に職員の増員が必要なのか、さらには、町民の生活に寄り添う新たな部署の新設が必要ではないのでしょうか。町の人口が増加し賑わいが生まれている中、住民の要望にすぐ応えるきめ細やかな対応のできる体制づくりや、高齢化率が上昇している現状を見据え、福祉や介護、高齢者事業団の活動など、住民に寄り添える職員が多数いてこそ町民が安心して暮らしていける町になるのではないのでしょうか。定年年齢が引き上げられることにより、生きがいを持って町民の要望に沿える働く場所として今後どのように考え、庁舎内の機構を構築していくのか伺います。

議 長
町 長

町長。

職員の定年延長に関わる庁舎内の改革についての御質問にお答えします。

職員の定年延長については、地方公務員法の改正により、令和5年度から定年年齢を現行の60歳から段階的に引き上げ、令和13年度以降は65歳にするものです。また、組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するため、60歳に達した管理職には、「役職定年制度」が導入されますが、引き続き一般職としての身分を有することとなります。定年年齢引き上げに伴い、対象となる職員については、次の世代に知識・技術・経験を継承できるよう、現在の体制の中で適切に配置してまいりますので、定年延長に伴う新たな部署の設置や職場体制の

議 長
熊木議員
(再質問)

変更などの考えはありません。

3 番 熊木 恵子委員。

再質問を行います。ただいまの答弁の中で、最後に現在の体制の中で適切に配置しているということで、新たな部署や職場体制の変更などの考えはありませんということでしたけれども、伺います。今定例会に、議案第 67 号職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定が提案されています。先日の全員協議会の中でも説明を受けて、私も質問しましたがけれども、新たな部署をつくらないという、その時もそういうお答えでした。しかし、町民の生活に寄り添うというところで、庁舎内でどのように受け止めて議論されているのかというところが、定かではありません。やはり民間企業ではもっと早くから定年延長されていて、年齢も引き上がっています。そういう中で、ようやく公務員も定年延長の制度ができたということで、それを職場の中で新旧入り混じるというか、そういう形で先ほどの答弁の中でも一緒にいうか、その新陳代謝を確保してということをやっていけるということなんですけれども、今、特別見直しをしないということですが、私が思うには、やはり今、喜ばしいことで先ほどの質問にもありますように、人口が増えています。それで新しく来られた方が、担当課がいろいろ対応するんでしょうけれども、その対応しきれない部分はないのか。それから、高齢化に伴っていろいろごみ出しの問題とか、先ほどの質問にもありましたが、そういうことだとか、役場の職員とともに地域をつくっていくという意味では、もう少しこう、今どういう現状なのかということ进行分析しながら、こういう所に人を配置したらもっとスムーズにいくんじゃないかとか、そういうことが議論されているのかもしれないんですけれども、なかなかそれは伝わってきません。ですから、そこをもっと議論されて、今後これから 60 歳から 65 歳になるまで、2 年ごとに引き上げられていくんですけれども、その方々の、今まで本当に地方公務員として長くいろんな部署で働いてこられて、それぞれに知識をすごく持っていると思います。それを活用するという言い方はおかしいんですけれども、やはり町民のために精いっぱいいろんな知恵を出してもらって、つくり上げるということになるのが 1 番ベストだと思います。ですから、新たな部署をつくるということはまた、いろいろ何課が増えるとかっていうことでは大変かもしれないんですけれども、今ある課の中で、本当にどこにもっと補充したらいいのかというあたりを、もっともっとその各課からも出し合ってもらって検討することがすごく大事ではないかなと思うんですけれども、そこについて、その考えを伺いたいと思います。今どのような話し合いを今後に向けてしていくのかということも含めてです。

以前テレビとかでも、地方公務員にバッシングとかもすごく起きた時期がありました。それからスーパー公務員とかがテレビで活躍して、いろいろこう、すぐやる課とか、なんでもやる課とか、いろいろ設置

して、庁舎というか、自治体がすごく活性化しているというようなこともニュースで取り上げられたことがあって、私も本を読んだことがあります。でも今はそういう形ではなくて、今の形に移っていると思うんですけれども、どこの自治体も、やはり地方交付税が、今回はちょっとコロナの関係で減額にはなっていませんけれども、やはりうちの町も、地方交付税に依拠しているというか、そういう中でのやりくりが、やっぱり原課もいろいろ庁舎の中でも大変だと思うんですよね。そういう中で予算を折衝したりしながら、少しでも町民が豊かに暮らしていけるようにということを、それぞれの各課が出し合ってやっているのが現状だと思います。そのことは、それが町民に伝わっていくということではすごくいいことですし、だからそれをもっと広めるという意味で、せっかくの定年延長が制度としてできるんですから、その取り組みをする必要があると思うので、再度お尋ねします。

議 長
副 町 長
(再答弁)

副町長。

熊木議員の再質問にお答えいたします。まず定年延長の制度の考え方でございます。基本的に先ほど町長からもお話がありましたように、定年延長制度につきましては、従来の60歳で定年になる職員を再度職員として雇用するということではなくて、定年年齢を60歳から65歳までに変更するということでございます。そういうことでまずご理解をいただきたいというふうに考えてございます。それで、定年年齢を60歳から65歳へと変更するものということでございますけれども、今までと同じように職員として勤務させるということが前提でございます。そういう制度でございます。ただし、職場の新陳代謝を図るということで、60歳に達する管理監督職員につきましては、非管理職員、一般職ということで、役職定年制が設けられるというところでございます。また、役職定年制度につきましては、定年の引き上げによって職員が公務に従事する期間が長くなる中で、若手中堅職員の昇給・昇進機会に影響を及ぼすということで、そのようなことで若手中堅職員の昇給機会を確保するということが、あわせて組織全体としての活力を維持するということの制度でございますので、この部分をまずご説明させていただきたいと思います。

職員の配置の関係でございますが、定年延長となった職員の今まで培ってきた経験を生かして、住民に寄り添い要望にすぐ応える新たな取り組みということのご質問かと思いますが、まず基本的に現体制においても、職員は町民に寄り添い、町民の要望に応えるべく、職務に取り組んでいるものというふうに我々は考えているところでございます。町としては、そのような職員を育てるべく、研修、職場内での協議等を日々行っているところでございますので、そのようなことで町民サービスに努めているということでございます。また、60歳を迎える職員が特別ということでは考えておりません。確かに勤務年数からいいますと、40年近く勤務しているというような経験がございましたが、しかし60歳前の職員につきましても、50代であれば

それぞれ30年以上の経験を持っているということでございますし、若手中堅職員におきましても、現在第一線で住民対応しているということで、経験を有しているということでございます。そのようなことから、60歳を迎えます職員につきましても、現体制の中で、全体の人事の中で適材適所に配置することによりまして、役場全体で住民に寄り添い、住民の要望に応えることができるものというふうに考えているところでございますので、先ほど町長から答弁ございましたように、定年延長に伴いまして組織等の変更をするということは考えておりません。あくまでも60歳を超える職員につきましても、それぞれ各部署、現在の部署の中で配置をしまいたいということでございます。あわせまして、定年でございますが、2年に1度退職者が出る、段階的になるんでございますけれども、ここ10年間、令和14年までで調整をしていくことになりますけれども、その段階で10名程度の職員ということになりますので、そのような職員の数の中で、現庁舎内の中で調整をして配置して、その経験を生かした中で、下の職員にそのような経験を伝えながら、町民サービスに努めていきたいというふうに考えているところでございます。あと、役場の庁舎全体の協議等につきましても、日々情報等を各課のほうから仕入れておりますし、そのようなことで対応させていただいております。予算のほうにつきましても、交付税ということで減っている中でなかなか厳しい財政状況でございますが、そちらのほうも各課と協議しながら進めさせていただいておりますので、そのようなことでご理解いただければと思います。

議長
熊木議員

3番、熊木 恵子議員。

再々質問を行います。私は今、各課が住民に対して手厚くやっていないとか、そういうことを申し上げたつもりは全くないんです。十分やっておられても、やはり人口が増えていく中でのことだとか、高齢化率が上がっていく中でのことだとか、そういうところで今までやりきれなかったものというか、何かそういうのが出てきているんじゃないかなと思うんですよね。例えばですが、高齢者事業団をとってみると、高齢者事業団という中でいろいろこう仕事を受けてやっていて、それもお聞きすると、なかなかその高齢者事業団に応募してくる方が少なくなっているということもお聞きします。それから、高齢者事業団に仕事をお願いする方が、必ずしも大きな木だけを切ってほしいだとかそういうことではなくて、ちょっとかがんで何かをできなくなったので、ほんのちょっとそこのところを手助けしてほしいだとか、多岐にわたっていると思うんですよね。そういうところに、その担当課が目向けられるというか、きめ細かく住民の要望に応えていくというところに、そういう人員配置というのがなされたらすごくいいんじゃないかなと思うんです。

それから、定年延長を今副町長のほうから詳しく説明いただいたんですけれども、今いる現在の職員も、まだ若い職員でも、やはりいず

れその定年になってくるという時に、自分の存在が、今までやってきた仕事、培ってきた仕事を役立てられる、それから職員同士でもいろいろ知恵とかそういうものも伝えながら、一緒にやっていけるというような職場環境というか、環境と言ったら語弊があるかもしれないんですけども、そういうような職場の環境を構築していくということがやっぱり大事ではないかなと思うんですよね。だからそういう意味で、今現在も調整したり、いろいろ検討されていると思うんですが、さらにやっぱり町民の要望を聞き取るような形のところを、各課が全部やっていくべきだと思っています。

それから1点伺いたいんですけども、定年延長にも伴いますけれども、新規採用というのは、これからも毎年行われていくのか、その辺も考えると、新規採用の方の教育とかそういうこともいろいろ担えていくんじゃないかなと思うので、その辺も含めてやっぱり幅広く検討していくことが必要だと思うので、もし答弁があればお願いします。

議 長
副 町 長
(再々答弁)

副町長。

熊木議員の再々質問にお答えいたします。まず日々の各課からの聞き取りにつきましては、現在も各課長等含めまして、私のほうで聞き取りをさせていただいております。これにつきましては、今熊木議員からもお言葉がありましたので、さらにその辺に配慮しながら、町のために役場庁舎が機能するようなことで聞き取りをしながら対応してまいりたいというふうに考えてまいります。

それと、定年延長に伴う新規採用の関係でございます。定年延長に伴いまして、定年年齢が引き上げ期間である令和14年までの期間でございますが、行政サービスを安定的に提供できる体制を確保するためには、やはり一定の新規採用職員については必要だというふうに考えているところでございます。ただ、新規採用の考え方につきましては、従来までのように毎年の退職者を補充するというような考えではなくて、職員の年齢構成、さらには退職者数などの見通しを踏まえた中で、中長期的な観点の中から適正な定員管理のもとで採用計画に基づきまして、今後採用を行ってまいりたいというふうに考えております。なお、定員適正化計画につきましても、今後策定する予定でございますので、その段階で議会のほうにもお示しさせていただければというふうに考えているところでございます。

議 長

以上で、熊木 恵子議員の一般質問を終わります。

細川議員

次に、10番 細川 美喜男議員。

町立病院で人工透析治療をについて、町長に質問いたします。現在、本町には、約30人の方が人工透析治療の血液透析を必要とされています。

一人の血液透析にかかる時間は、1回4時間から5時間かかり、週に3回ペースが一般的で1年間で約160日、透析治療のために近隣の市や町の病院に自家用車や公共交通、無料送迎などにより通院されています。

血液透析をされる方は、継続して透析治療をしなければならず、通院が日々の生活で大きなウェイトを占めております。

町では、人工透析患者等通院交通費助成事業により交通費の一部を助成しておりますが、人工透析を必要とする方から町立病院に人工透析内科を希望する声があります。

本町のデマンド交通「あいるーと」を活用し、町立病院に通院することで町外への通院とは違い、時間に余裕を持つことができ、町立病院に人工透析内科ができることで医師への相談等により不安の解消が図られるとともに、台風や吹雪などの交通障害の心配も減り、万一、他の病気等で入院治療が必要になった場合も透析治療が可能となり、安心して治療を受けることができます。

地域医療を担う町立病院を目指すため、人工透析内科を設ける必要があると思いますが町長の考えを伺います。

議 長
町 長

町長。

町立病院で人工透析治療をの御質問にお答えします。町立病院では、令和2年度に地域ケア包括病棟への転換と病床数の削減を図り、町民が安心して暮らせるよう身近なかかりつけ医としての機能を基本に病院改革を進め、子どもから高齢者までの診察や訪問診療の充実に取り組んでいます。

御質問の人工透析内科の設置については、人工透析治療を行うには、医師や臨床工学技士など専門職の確保をはじめ、医療機器購入や既存施設の改修といった投資が伴います。当面は、現行の医療体制を維持しながら、経営基盤の安定を図ることで、町民が安心して受診できる地域医療の提供に組み込みたいと考えますので、現段階では人工透析内科を設置する考えはありません。将来的に、病床数の見直しが必要となった場合など、町立病院が次の転換期を迎えた際には、新たな取り組みとして、人工透析治療などについて調査検討を行ってまいります。

議 長
細川議員
(再質問)

10番 細川 美喜男議員。

再質問いたします。ただいまの町長の答弁の中で、地域ケア包括病棟への転換や、病床数の削減を図り、町民が安心して暮らせるよう身近なかかりつけ医として、ということでお話がありましたけども、今取り組んでいただいている内容はとても町民からも喜ばれておりますし、経営も安定してきていて、本当に良いことと評価しております。本当にありがとうございます。

そこで、先ほどの人工透析治療の関係なんですけれども、今やっている形態を崩さなくても、一つこの診療をプラスしていただくという考えのもとに検討していただきたいと私は思っています。先ほどお話がありましたように、医師の確保や、医療機器や既存施設の改修といった投資が必要だということで、確かに高額な投資が必要かと思います。その中で、私たちの町立病院のほうは国民健康保険病院になりますので、医療に必要な施設整備や機器の導入については、国の施設整

備補助金を活用するなど、また、医療スタッフの確保も難しいと思いますが、医療スタッフの確保については、民間病院やクリニックとドクター提携をして対応するなどの方法も検討する余地があるのではないかと思います。患者さんにとっては、やはり町外へ通院されるということは、台風、吹雪など、そういった問題がとても心配だと思います。また、万が一一大災害が発生しても、停電になったとしても町立病院には自家発電設備があり、透析治療が可能なこともあり、ぜひ町立病院で診療を行っていただきたいと思います。以上のことから、この透析治療について試算等を行ってできるという可能性があるのであれば、ぜひ実施していただきたいと思いますのですが、その検討、試算について、早期に実施していただけるかどうか質問いたします。

議長
町長
(再答弁)

町長。

細川議員の再質問にお答えいたします。まず、町内の状況でございますけれども、現在の人工透析患者は33名で、近年横ばいでございます。年代的には30代から50代が9名、60代が多くて13名、70代から90代が11名というような状況でございます。かかっていらっしゃる医療機関の所在地でございますけれども、江別、北広島、恵庭、札幌、岩見沢市が中心となっております。なお、仕事をされている方は、職場から通院しやすい医療機関を利用されている傾向でございます。

透析内科の設置についてでございますけれども、先ほど申し上げましたとおり専門医、臨床工学技士などの専門スタッフの配置と、医療機器設備の導入が必要でございます。地域医療連携ということも言われましたけれども、なかなか状況的にはすぐそういうような状況にはならないのかなと。また、医療機器の導入につきましては、導入だけをみれば国庫補助もありますから、また、その元利については町が補填するなどという措置をとった場合、医療機器導入だけをみれば、町の負担は3分の1、病院の負担3分の1程度で済むのかなというような、そういう試算は行っております。設置によります採算性については、具体的な検討は行っておりませんが、2年前に病院改革を進めて、まだ途上でございます。現在入院患者は40名前後で推移しておりますけれども、外来及び診療件数は伸びている状況でございます。しかし、経営の安定化、町からの基準外繰出しにつきましては、令和3年度は改善されましたけれども、まだ目標値には届いておりません。病院長とも確認をいたしましたけれども、まずは本町におけます地域包括ケアシステムの中心的役割を果たすこと、そして、経営の安定化を図ることが大事であるというように考えております。また、現在のコロナ禍において、公的病院としての医療体制の機能維持が求められております。現在そういう意味でも、大きな負荷がかかっております。従いまして、現段階においては人工透析の設置は考えておりません。

議長

10番 細川 美喜男議員。

細川議員

答弁ありがとうございます。確かに今の状況では厳しいということは推察できるわけなんですけども、町立病院の病院理念には、全ての患者のためにということで、安心・安全な医療を行い、地域の住民の皆様の生命と健康を守ることに全力を尽くし、より信頼される病院づくりを目指しますとあり、また、基本方針には、地域の医療機関、町の保健福祉機関との連携、急性期・慢性期、救急医療はもとより、予防医療、さらに在宅医療の充実を図り、小児から老人まで、皆様が安心して暮らせるまちづくりを目指します、とあります。そして、町長の目指している、誰もが安心して暮らせる安心づくりの一つに、ぜひ町立病院の関係で、人口透析治療ということも御検討いただきたく、切にお願いしまして、私の一般質問を終わります。

議長

以上で、細川 美喜男議員の一般質問を終わります。
以上で一般質問を終結いたします。

局
議
町
議長

●日程5 議案第59号 功労表彰についてを議題といたします。
局長より朗読させます。

(朗読する。)

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

ただいま上程をいただきました議案第59号 功労表彰につきまして、提案理由を申し上げます。

河村 由紀男氏は、消防団員として43年間勤められ、その間、副団長を3年、団長を4年間歴任されるなど、地方自治の発展に多大な功績がございます。

これらの功績に対し、表彰条例に基づき表彰いたしたく、表彰審議会に諮問し、答申をいただいたものです。

功労表彰について御賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長

お諮りいたします。本案につきましては、この際質疑討論を省略し直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

議案第59号 功労表彰については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

日程6 議案第60号から日程9 議案第63号の4議案につきまして関連がございますので一括提案をいたします。

●日程6 議案第60号 令和4年度南幌町一般会計補正予算(第7号)

●日程7 議案第61号 令和4年度南幌町国民健康保険特別会計

補正予算（第2号）

●日程8 議案第62号 令和4年度南幌町下水道事業特別会計補正予算（第4号）

●日程9 議案第63号 令和4年度南幌町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

以上、4議案を一括して議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 ただいま上程をいただきました 議案第60号から議案第63号の4議案につきまして、提案理由を申し上げます。

初めに、議案第60号 令和4年度南幌町一般会計補正予算（第7号）につきましては、歳出では、電気料金の高騰に伴う公共施設光熱水費の追加、ふるさと応援基金積立金の追加、子育て世代住宅建築費助成事業費の追加、後期高齢者医療事業費の追加、保育所等運営補助事業費の追加、産地生産基盤パワーアップ事業費の追加、歳入では、歳出補正予算の各事業に係る国庫補助金及び道補助金の追加、一般寄付金並びに企業版ふるさと応援寄付金の追加、財政調整基金繰入金の追加が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億7,542万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億4,965万2,000円とするものです。

次に、議案第61号 令和4年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳出では、葬祭費の追加、基金積立金の追加、歳入では、基金繰入金の減額、令和3年度繰越金確定に伴う追加が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,167万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億5,988万1,000円とするものです。

次に、議案第62号 令和4年度南幌町下水道事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、歳出では、電気料金の高騰に伴う晩翠ポンプ場光熱水費の追加、歳入では、一般会計繰入金の追加が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ130万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億225万5,000円とするものです。

次に、議案第63号 令和4年度南幌町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳出では、電気料金の高騰に伴う夕張太浄化センター光熱水費の追加、歳入では、一般会計繰入金、繰越金の追加が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ45万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,809万円とするものです。

議案第60号につきましては副町長が、議案第61号につきましては住民課長が、議案第62号及び議案第63号につきましては都市整備課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長 内容の説明を求めます。副町長。

副町長

それでは、議案第60号 令和4年度南幌町一般会計補正予算（第7号）の説明を行います。

初めに、歳出から説明いたします。12ページをごらんください。

2款総務費1項3目財産管理費、補正額530万円の追加です。庁舎等管理経費で、電気料金の高騰に伴い、光熱水費を追加するものです。財産管理経費で、企業版ふるさと応援寄附金を積み立てるものです。

4目企画振興費、補正額8,300万円の追加です。子育て世代住宅建築費助成事業で、交付見込件数の増加に伴い、助成金を追加するものです。本年度交付予定件数は、前年度からの繰越明許分9件、本年度分93件、合わせて102件を予定しております。

9目職員給与費、補正額はありません。財源内訳を変更するものです。

次に、3款民生費1項1目社会福祉総務費、補正額9万2,000円の追加です。国民健康保険特別会計繰出金で、詳細は後ほど特別会計補正予算で説明いたします。2目障がい者福祉経費、補正額43万円の追加です。障害者福祉経費で、12節委託料、障害福祉サービスにおけるデータ構築に係るシステム改修経費、次ページにかけまして、18節負担金補助及び交付金で、障がい者総合支援システム、保険者ネットワーク負担金を追加するものです。

7目後期高齢者医療費、補正額587万円の追加です。後期高齢者医療事業で、令和3年度後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金の確定に伴い追加するものです。

次に、2項1目児童福祉総務費、補正額400万円の追加です。児童生徒等医療費助成事業並びに児童福祉総務経費で、転入に伴う対象者の増及び受診件数の増に伴い、児童生徒等医療及び乳幼児等医療の扶助費をそれぞれ追加するものです。

2目児童措置費、補正額42万5,000円の追加です。児童手当支給経費で、転入に伴う対象児童者数の増加に伴い追加するものです。

3目保育所費、補正額3,025万6,000円の追加です。保育所等運営補助事業で、次ページにかけまして、18節、負担金補助及び交付金で、新型コロナウイルス感染対策事業を行う保育所に対する運営補助金及び保育所・認定こども園における転入に伴う利用者の増加に伴い、保育施設等給付費を追加するものです。22節償還金利子及び割引料では、国・道における令和3年度補助金並びに負担金の確定による過年度返還金です。

次に、4款衛生費1項2目予防費、補正額92万3,000円の追加です。成人保健事業で、子宮がん及び乳がん検診の無償化による受診者の増加に伴い追加するものです。

次に、5款農林水産業費1項2目農業振興費、補正額3,167万1,000円の追加です。有害鳥獣対策事業で、新規資格取得に伴い、鳥獣被害対策実施隊員1名分の報酬を追加するものです。経営所得安

定対策事業で、農業再生協議会における申請電子化推進活動に対する補助金の採択に伴い追加するものです。次ページにまいります。担い手育成対策事業で、ライスターミナル米夢21の色彩選別機更新に係る補助金の採択に伴い追加するものです。食育活動推進事業で、転入による子育て支援米支給対象者の増加により追加するものです。

3目農地費、補正額10万5,000円の追加です。農業集落排水事業特別会計繰出金で、詳細は後ほど特別会計補正予算で説明いたします。

5目農村環境改善センター管理費、補正額41万円の追加です。改善センター管理経費で、電気料金の高騰に伴い光熱水費を追加するものです。

6目ふれあい館管理費、補正額10万円の追加です。ふれあい館管理経費で、電気料金の高騰に伴い光熱水費を追加するものです。次ページにまいります。

2項1目林業振興費、補正額170万9,000円の追加です。林業振興経費で、南15線防風林の枝払い作業に要する経費を追加するものです。

次に、6款商工費1項1目商工振興費、補正額はありません。財源内訳を変更するものです。

2目ふるさと物産館管理費、補正額30万円の追加です。ふるさと物産館管理経費で、電気料金の高騰に伴い光熱水費を追加するものです。

次に、7款土木費2項2目道路維持費、補正額94万円の追加です。町道管理経費で、電気料金の高騰に伴い、町道等街路灯の光熱水費を追加するものです。次ページにまいります。

3項3目公共下水道費、補正額130万円の追加です。下水道事業特別会計繰出金で、詳細は後ほど特別会計補正予算で説明いたします。

4目街路事業費、補正額65万円の追加です。街路事業経費で、電気料金の高騰に伴い、都市計画道路の街路灯の光熱費を追加するものです。

次に、4項1目住宅管理費、補正額69万円の追加です。道公営住宅受託管理事業で、柳陽団地道営住宅の電気温水器、ガス給湯器を更新するものです。

次に、9款教育費2項1目学校管理費、補正額130万円の追加です。校舎管理経費で、電気料金の高騰に伴い小学校の光熱水費を追加するものです。次ページにまいります。

3項1目学校管理費、補正額86万円の追加です。校舎管理経費で、電気料金の高騰に伴い中学校の光熱水費を追加するものです。

2目教育振興費、補正額26万2,000円の追加です。教育振興経費で、中学校男子バスケットボール部が釧路市で開催される全道大会に出場するため、補助金を追加するものです。

次に、4項6目生涯学習センター管理費、補正額34万円の追加で

す。生涯学習センター運営経費で、電気料金の高騰に伴い光熱水費を追加するものです。

次に、５項２目スポーツセンター管理費、補正額２９０万円の追加です。スポーツセンター管理経費で、電気料金の高騰に伴い光熱水費を追加するものです。

３目給食センター運営費、補正額１５８万７，０００円の追加です。給食センター運営経費で、次ページにかけて、電気料金の高騰に伴う光熱水費の追加、蒸気配管等の修繕に要する経費をそれぞれ追加するものです。

続きまして、歳入の説明をいたします。９ページをごらんください。

１５款国庫支出金、１項１目民生費国庫負担金、補正額１，０６１万３，０００円の追加です。７節児童手当国庫負担金で、児童手当支給に対する負担金です。８節児童福祉費国庫負担金で、保育所・認定こども園に係る給付費負担金です。

次に、２項２目民生費国庫補助金、補正額１８０万４，０００円の追加です。１節障がい者福祉費国庫補助金で、障がい者福祉システム改修に係る補助金です。２節児童福祉費国庫補助金で、保育所での新型コロナウイルス感染対策事業に係る補助金です。

次に、１６款道支出金１項１目民生費道負担金、補正額５９５万２，０００円の追加です。９節児童手当道負担金で、児童手当支給に対する負担金です。１０節児童福祉費道負担金で、保育所・認定こども園に係る給付費負担金です。

２目土木費道負担金、補正額６９万円の追加です。道公営住宅、温水器等更新に係る負担金です。次ページにまいります。

１６款道支出金、２項２目民生費道補助金、補正額２５１万５，０００円の追加です。６節児童福祉費道補助金で、保育所での新型コロナウイルス感染対策事業に係る補助金です。７節社会福祉費道補助金で、高齢者への生活応援チケット事業に係る補助金です。

４目農林水産業費道補助金、補正額３，１４６万５，０００円の追加です。経営所得安定対策事業並びに産地生産基盤パワーアップ事業に係る補助金です。

次に、１７款財産収入２項１目不動産売払収入、補正額３２万３，０００円の追加です。南９線西２番地、旧北辰会館跡の町有地９８１．３５平方メートルを株式会社アシルに売却したものです。

２目物品売払収入、補正額１０９万９，０００円の追加です。公用車の入れ替えに伴い、車両１台を入札により売却したものです。

次に、１８款寄附金１項１目一般寄附金、補正額２８０万５，０００円の追加です。一般寄附金で、緑町ペスカ真由美様より５，０００円。南幌町開拓１３０年・町制施行６０周年に際し、南幌町建設業協会様より１３０万円、南幌町道路維持事業協同組合様より１３０万円、南幌町観光事業協会様より２０万円の寄附をいただいたものです。

３目ふるさと応援寄附金、補正額２００万円の追加です。企業版ふ

議 長
住民課長

るさと応援寄附金として、札幌市、株式会社中山組様並びに本年5月、南幌工業団地で操業開始したアサヒプリテック株式会社様より、それぞれ寄附をいただいたものです。次ページにまいります。

19款繰入金1項1目財政調整基金繰入金、補正額9,738万8,000円の追加です。財源調整を行うものです。

4目ふるさと応援基金繰入金、補正額390万円の追加です。児童生徒等医療費助成、乳幼児等医療費助成、子育て支援米支給業務、部活動全道大会補助金の追加により、財源調整を行うものです。

21款諸収入5項5目雑入、補正額1,486万6,000円の追加です。令和3年度子どものための教育・保育給付費国庫負担金並びに道負担金及び道央圏連絡道路補償費の確定により追加するものです。

以上、歳入歳出それぞれ1億7,542万円を追加し、補正後の総額を70億4,965万2,000円とするものです。

以上で、議案第60号の説明を終わります。

住民課長。

続きまして、議案第61号 令和4年度 南幌町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

初めに、歳出から説明をいたします。9ページをごらんください。

1款総務費1項2目連合会負担金、補正額9万2,000円の追加です。国保連合会システム改修に伴う負担金の追加及び負担金の確定によるものです。

次に、2款保健給付費1項5目葬祭諸費、補正額15万円の追加です。葬斎費支給件数の増加に伴い、葬斎費交付金を追加するものです。

次に、6款基金積立金1項1目基金積立金、補正額1,143万7,000円の追加です。令和3年度決算において繰越金が確定したため、財源調整後の余剰金を国民健康保険事業特別会計基金に積み立てるものです。これにより、令和4年度末基金残高は1億4,919万1,000円となる見込みです。

続いて、歳入の説明をいたします。7ページをごらんください。

4款道支出金1項1目保険給付費等交付金、補正額15万円の追加です。普通交付金で、葬斎費支給件数の増加に伴い追加するものです。

次に、6款繰入金1項1目一般会計繰入金、補正額9万2,000円の追加です。事務費繰入金で、国保連合会負担金の増加に伴い追加するものです。

次に、2項1目国民健康保険事業特別会計基金繰入金、補正額397万2,000円の減額です。令和3年度繰越金の確定に伴う財源調整のため減額するものです。次ページにまいります。

7款繰越金1項1目繰越金、補正額1,540万9,000円の追加です。令和3年度繰越金の確定によるものです。

以上、歳入歳出それぞれ1,167万9,000円を追加し、補正後の総額を9億5,988万1,000円とするものです。

議 長
都市整備課長

以上で、議案第61号の説明を終わります。

都市整備課長。

それでは、議案第62号 令和4年度南幌町下水道事業特別会計補正予算（第4号）の説明を行います。

初めに歳出から説明いたします。予算書8ページをごらんください。

1款1項2目管理費、補正額130万円の追加です。10節需用費では、電気料金の価格高騰に伴う晩翠污水中継ポンプ場の光熱水費の追加によるものです。

次に歳入の説明を行います。7ページをごらんください。

4款1項1目一般会計繰入金、補正額130万円の追加です。歳出で説明いたしました管理費の追加について、不足する分を一般会計繰入金から追加するものです。

以上、歳入歳出それぞれ130万円を追加し、補正後の総額を3億225万5,000円とするものです。

以上で、議案第62号の説明を終わります。

続いて、議案第63号令和4年度南幌町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の説明を行います。

初めに歳出から説明します。予算書8ページをごらんください。

1款1項1目管理費、補正額45万円の追加です。10節需用費では、電気料金の価格高騰に伴う夕張太浄化センターの光熱水費の追加によるものです。

次に歳入の説明を行います。7ページをごらんください。

3款1項1目一般会計繰入金、補正額10万5,000円の追加です。歳出で説明いたしました管理費の追加について、不足する分を一般会計繰入金から追加するものです。

4款1項1目繰越金、補正額34万5,000円の追加です。令和3年度事業会計の繰越金の確定によるものです。

以上、歳入歳出それぞれ45万円を追加し、補正後の総額を1.809万円とするものです。

以上で、議案第63号の説明を終わります。

議 長

場内時計で、午後1時30分まで休憩をしたいと思います。

(午前11時55分)

(午後 1時30分)

議 長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

午前に4議案について内容の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑にあたりましては議案ごとに行いたいと思います。

初めに、議案第60号 令和4年度南幌町一般会計補正予算（第7号）についての質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、議案第60号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第61号 令和4年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、議案第61号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第62号 令和4年度南幌町下水道事業特別会計補正予算(第4号)の質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、議案第62号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第63号 令和4年度南幌町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)の質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、議案第63号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本4議案につきましては、この際討論を省略し直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。採決にあたりましては議案ごとに行います。

議案第60号 令和4年度南幌町一般会計補正予算(第7号)については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第61号 令和4年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第62号 令和4年度南幌町下水道事業特別会計補正予算(第4号)については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第63号 令和4年度南幌町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程10 議案第64号 令和4年度南幌町病院事業会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第64号 令和4年度南幌町病院事業会計補正予算(第2号)につきましては、歳出では、電気料金の高騰に伴う光熱水費の増加、施設及び設備修繕に係る修繕費の追加、新型コロナウイルス感染症の拡大によるPCR検査の増加に伴う手数料の追加が主な理由です。その結果、収益的支出では既定予算に692万円を追加し、7億5,439万2,000円とするものです。

詳細につきましては、病院事務長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

内容の説明を求めます。病院事務長。

病院事務長

議案第64号 令和4年度南幌町病院事業会計補正予算(第2号)を説明いたします。初めに、3ページをごらん願います。収益的収入及び支出のうち、支出です。

1款病院事業費用1項3目経費、692万円の追加です。7節光熱水費では、契約単価の上昇により電気料310万円を追加するものです。11節修繕費では、施設及び設備修繕に要する経費といたしまして、一般修理200万円を追加するものでございます。18節手数料では、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う、PCR検査の検査数の増加により、臨床検査に要する費用182万円を追加するものです。なお、町立病院におけます令和4年度のPCR検査数は、11月30日までの累計で、1,746件となっております。1ページにお戻りください。

中段、第2条です。病院事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額につきまして、病院事業費用692万円を追加し、補正後の総額を7億5,439万2,000円とするものです。5ページをごらんください。

この結果、令和4年度南幌町病院事業会計予定貸借対照表における、7剰余金、(2)ロ、当年度純利益は、支出の追加分692万円を減額し、2,047万9,000円となります。

以上で、議案第64号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

議案第64号 令和4年度南幌町病院事業会計補正予算(第2号)については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程 1 1 議案第 6 5 号 工事請負契約の変更について（中央公園大型滑り台改修工事）を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 ただいま上程をいただきました議案第 6 5 号 工事請負契約の変更につきましても、中央公園大型滑り台改修工事の設計変更に伴い、本案を提案するものです。

詳細につきましては、都市整備課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長 内容の説明を求めます。都市整備課長。

都市整備課長 議案第 6 5 号 工事請負契約の変更について御説明いたします。

1 契約の目的。中央公園大型滑り台改修工事。

2 契約の方法。指名競争入札。

3 契約金額。変更前 7, 2 1 6 万円。内消費税及び地方消費税の額 6 5 6 万円。変更後 7, 6 1 8 万 6, 0 0 0 円。内消費税及び地方消費税の額 6 9 2 万 6, 0 0 0 円。

本件につきましては、7 月 2 9 日付で契約を締結し、降雪期前までに工事を完了する予定で進めていりましたが、複合遊具の納期の遅れに伴い、複数の作業を同時に行うための仮設工が、当初設計より数量が増えたことから、設計変更を行い、契約金額の変更をするものです。

なお、契約変更に伴い 4 0 2 万 6, 0 0 0 円の追加費用が生じますが、現行予算の中で執行いたします。

4 契約の相手方。夕張郡栗山町大井分 3 2 6 番地。共立道路株式会社。代表取締役、鶴川 昌久。

参考といたしまして、工期は契約締結日より令和 5 年 1 月 3 0 日までとしています。

以上で、議案第 6 5 号の説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第 6 5 号 工事請負契約の変更について（中央公園大型滑り台改修工事）は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程１２ 議案第６６号 南幌町子ども室内遊戯施設の設置及び管理に関する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長

ただいま上程をいただきました議案第６６号 南幌町子ども室内遊戯施設の設置及び管理に関する条例制定につきましては、南幌町子ども室内遊戯施設の整備に伴い、本案を提案するものです。

詳細につきましては、まちづくり課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長

まちづくり課長

内容の説明を求めます。まちづくり課長。

議案第６６号 南幌町子ども室内遊戯施設の設置及び管理に関する条例制定につきまして御説明いたします。本条例につきましては、子どもの安全かつ安心な遊び場の確保と多世代の交流の場を提供する室内遊戯施設として、明年５月より供用開始をする南幌町子ども室内遊戯施設の設置及び管理に関し、必要な事項を定めた条例を制定するのでございます。新条例でございますので、朗読の上、必要に応じ説明を加えさせていただきます。

南幌町子ども室内遊戯施設の設置及び管理に関する条例。

設置、第１条。子どもの安全かつ安心な遊び場の確保と多世代の交流の場を提供することを目的とし、南幌町子ども室内遊戯施設（以下「はれっば」という。）を設置する。

名称及び位置、第２条。はれっばの名称及び位置は、次のとおりとする。名称、南幌町子ども室内遊戯施設。位置、南幌町美園３丁目、中央公園内。

管理運営、第３条。はれっばは、常に良好な状態において管理し、第１条の目的を達成するため効率的に運用しなければならない。

使用の許可、第４条。はれっば又は附属設備を使用しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

使用の制限、第５条。町長は、施設の管理運営上、必要と認めたときは、前条の許可に使用の制限、その他必要な条件を付することができる。

第２項。次の各号の一に該当するときは使用の許可をしない。第１号、公の秩序、又は風紀を乱すおそれのあるとき。第２号、建物及び施設物件等を損傷、滅失その他損害を与えるおそれのあるとき。第３号、特定の政党の利害に関する事業を行うとき。第４号、その他管理運営上適当と認め難いとき。

使用の変更、停止又は許可の取消し、第６条。町長は、使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号の一に該当するときは、使用の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。第１号、使用の許可条件に違反したとき。第２号、条例又はこれに基づく規則に違反したとき。第３号、偽りその他不正な手段により使用承認等を受けたことが判明したとき。第４号、

公益上やむを得ない理由が生じたとき。第5号、第5条第2項に該当すると認めたとき。

使用料、第7条。使用者は、別表1及び別表2に定める使用料を前納しなければならない。

条例本文最後の次のページ、別表1及び別表2、第7条関係をごらんください。別表1では、1歳から中学生までの使用者に対し、遊戯エリアの個人使用に係る1回についての使用料金を規定したものでございます。備考として、未就学児の使用については、保護者と同伴とし、同伴する大人については利用料金がかからないものでございます。別表2では、専用使用に関して、物販やワークショップなどの貸出しに対し、施設内の体験エリアの1時間についての使用料金、屋外のキッチンカースペースに対し、1台1日についての使用料金を、屋外電源の使用の有無により規定したものでございます。備考として、体験エリアの専用使用において、1時間未満の使用料については、1時間として算出する。

条例本文にお戻りください。第7条第2項、前項の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、パスポート又は回数券を販売して使用料を徴収することができる。

第3項、町長は、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

使用料の還付、第8条。既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号の一に該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。第1号、公用又は公共上やむを得ない理由により、町長が使用の許可を取り消したとき。第2号、使用者の責めに帰すことができない理由により、使用することができないとき。

原状回復の義務、第9条。使用者は、その使用を終えたとき、又は使用の許可を停止され、若しくは取り消されたときは、直ちにその使用場所を原状に回復して返還しなければならない。

第2項、町長は、使用者が前項の義務を履行しないときは、これを代行し、その費用を使用者から徴収することができる。

損害賠償、第10条。使用者が故意又は過失により施設等、その他の物件を損傷し又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

必要措置の命令等、第11条。町長は、管理上必要があると認めるときは、使用を許可した場所に立ち入り、使用者に報告を求め、又は必要な措置をとることを命ずることができる。

指定管理者により本施設の管理を行わせることができる規定としまして、管理の代行等、第12条。町長は、はれっぱの目的を効果的に達成するために必要があると認めるときは、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に、はれっぱの管理を行わせることができる。

第2項、前項の規定により、指定管理者に、はれっぱの管理を行わ

せる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。第1号、第3条に規定する管理運営業務。第2号、第4条に規定する使用の許可に関する業務。第3号、第5条に規定する使用の制限に関する業務。第4号、第6条に規定する使用の変更、停止又は許可の取消しに関する業務。第5号、施設及び附属設備の維持及び修繕に関する業務。第6号、前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関して町長が特に必要と認める業務。第3項、第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、第4条、第5条、第6条、第9条及び第11条の規定中「町長」とあるのは「指定管理者」として、これらの規定を適用する。

指定管理者が本施設の管理を行うことに伴う料金の規定としまして、利用料金、第13条。前条第1項の規定により指定管理者に、はれっぱの管理を行わせる場合においては、当該指定管理者に施設の利用に係る料金(以下、「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

第2項、前項の場合においては、第7条の規定にかかわらず、使用者等は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

第3項、前項に規定する利用料金の額については、指定管理者が、別表の規定による使用料の額(これらの表に定める使用の単位を変更し、又は新たな単位を設定する場合にあっては、これらの表の規定による使用料の額を基準として町長が別に定めるところにより算定した額)の範囲内において、あらかじめ町長の承認を得て定める。

第4項、指定管理者は、町長があらかじめ定めた基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

第5項、利用料は、前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

第6項、指定管理者は、町長が別に定める場合に限り、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

委任、第14条。この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則として、この条例は、令和5年4月1日から施行する。

以上で、議案第66号の説明を終わります。

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

3番 熊木 恵子委員。

何点か分からないところがあるので伺います。最初に、第8条の(2)のところ、使用者の責めに帰すことができない理由により、使用することができないときというのはどういう意味なのか、1点お願いします。

それから次のページで、第13条の4、指定管理者は、町長があらかじめ定めた基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができるというのは、どのような場合のことをいうのか、その説明をお願いいたします。

議 長

熊木議員

それから、この中には例えば施設の中でけがをしたり、何か事故に遭ったりということが全く記述がないんですけれども、それはどこかに含まれているのか、それを何か明記しておく必要があると思うんですけれども、その考えを伺います。

それから最後にもう1点なんですけれども、別表1の第7条関係のところ、未就学児の使用については保護者と同伴とすると書いていて、先ほど課長の説明では、同伴の大人は無料でかからないということと言われましたので、それも明記すべきではないかなと思うんですけれども、以上質問いたします。

議長
まちづくり課長

まちづくり課長。

まず、第8条の使用料の還付の第2号、使用者の責めに帰すことができない理由という部分です。こちらに関しましては、例えば使用者の責任がない、使用ができない、例えばですね、施設が何らかの理由で使うことができなくなったとかですね、そういう部分で使用ができなくなったときには還付することができるという形になろうかと思います。

それと第13条のですね、4項の使用料を減額し、または免除することができるという部分に関しましては、こちらに関しましては、例えば町内の団体、小学校や幼稚園、保育園等の利用に関しまして、利用料金を減額、免除することができるということを考えてございます。

それと、別表第7条関係の未就学児の使用について、保護者の同伴とするということで、こちらについてはこの規定の中で、同伴者に関して、大人の料金については、もともと別表1の中で規定がございませんので、無料ということを改めて規定することは必要ないということで考えています。ただし、未就学児については、安全上ですね、同伴者が必ず、保護者が同伴するというように規定してございます。

使用に関して何かあった場合の規定についての条例の規定ですが、そちらについては、こちらのほうで、ほかの公共施設、他の町の施設等を勘案した中でですね、条例の中ではそういうことは、規程のほうでうたわないということで、基本的には詳細については、規則のほうで定めるということになってございます。以上です。

議長
熊木議員

3番 熊木 恵子委員。

1点目、2点目はわかりました。今の条例には書かないってことで、さらに規則があるということですか。規則の中にはその部分は書くということですね。やっぱり想定されると思うんですよね。どんなに安全を保っていても、小さい子どもからということになると、事故とか起こりうるので、その辺をやっぱり明確にしておかないとだめだと思うので、規則ができたならまた、説明とかをお願いしたいと思います。

それから先ほど同伴の大人は無料でかからないというところは、あえて明記したほうがいいのではないかなと思うんですけれども、その辺も検討してほしいと思います。以上です。

議長

要望ですね。

熊木議員
議 長
まちづくり課長

もし答弁があるなら。

まちづくり課長。

使用料の条例の規定に関しましては、徴収する項目に関して規定するものでございまして、こちらに関して、無料のものについては規定しないということになります。以上です。

議 長
熊木委員
議 長

熊木議員よろしいですか。

はい。

ほかに御質疑はありませんか。

(なしの声)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いましたが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第66号 南幌町子ども室内遊戯施設の設置及び管理に関する条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本日予定しておりました全ての議案審議が終了いたしました。明日14日午前9時30分まで延会といたしたいと思いましたが、御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって明日14日午前9時30分まで延会といたします。

御苦労さまでした。

(午後 1時59分)

令和4年 第4回南幌町議会定例会（2日目） 会議録

令和4年12月14日（水）
午前 9時30分 開 会

1. 出席議員

1 番	内 田 恵 子	2 番	佐 藤 妙 子
3 番	熊 木 恵 子	4 番	西 股 裕 司
5 番	志賀浦 学	6 番	本 間 秀 正
7 番	石 川 康 弘	8 番	加 藤 真 悟
9 番	川 幡 宗 宏	10 番	細 川 美喜男
11 番	側 瀬 敏 彦		

2. 欠席議員

なし

3. 会議録署名議員

10 番	細 川 美喜男	1 番	内 田 恵 子
------	---------	-----	---------

4. 職務のため、会議に出席した者の職・氏名

事務局長	斉 藤 隆	事務局主査	梶 田 健太郎
------	-------	-------	---------

5. 地方自治法第121条第1項により、説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長	大 崎 貞 二	教 育 長	小笠原 正 和
農業委員会会長	鍋 山 洋 一	監 査 委 員	白 倉 敏 美

6. 町長の委任を受けて出席した説明員

副 町 長	小 林 史 典	総 務 課 長	笠 原 大 介
まちづくり課長	藤 木 雅 彦	住 民 課 長	藤 田 雅 章
税 務 課 長	渡 辺 廣 貴	保健福祉課長	佐 藤 由美子
産業振興課長	岩 本 聖	都市整備課長	黒 島 滋 規
会計管理者	蛭 沢 千 晴	病院事務長	渡 部 浩 二

7. 教育長の委任を受けて出席した説明員

生涯学習課長	鈴 木 潤 也	生涯学習課参事	原 田 光 一
--------	---------	---------	---------

8. 選挙管理委員長の委任を受けて出席した説明員

書記長（総務課長）	笠 原 大 介
-----------	---------

9. 公平委員長の委任を受けて出席した説明員

公平委員会事務員（総務課長） 笠 原 大 介

10. 農業委員長の委任を受けて出席した説明員

農業委員会事務局長 砂 田 隆 樹

11. 議事日程・会議に付した事件・会議の経過は別紙のとおり

議長

おはようございます。

昨日より延会となっております令和4年第4回南幌町議会定例会をただいまより再開いたします。

本日の出席議員数は11名でございます。直ちに本日の会議を開きます。

日程13 議案第67号から日程18 議案第72号の6議案につきまして、関連がございますので一括提案いたします。

●日程13 議案第67号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定について

●日程14 議案第68号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

●日程15 議案第69号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について

●日程16 議案第70号 職員の降給に関する条例制定について

●日程17 議案第71号 職員の高齢者部分休業に関する条例制定について

●日程18 議案第72号 公益法人等への職員の派遣等に関する条例制定について

以上、6議案を一括して議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長

ただいま上程をいただきました、議案第67号から議案第72号の6議案につきましては、いずれも地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の定年が引き上げられることから、関係する条例を整備する必要があるため、本案を提案するものです。

詳細につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長
総務課長

内容の説明を求めます。総務課長。

それでは、議案第67号から議案第72号までの6議案について御説明申し上げます。

まず初めに、議案第67号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

初めに、改正の概要について申し上げます。地方公務員法の一部改正により、職員の定年年齢を引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制に関し、必要な事項の整備を行うものでございます。

それでは、別途配布しております議案第67号資料新旧対照表をごらんください。左側が改正後、右側が改正前、下線の部分が改正箇所

でございます。

まず、第1条は地方公務員法の一部改正に伴う、引用条項の整理を行うものです。

次に、第3条は職員の定年年齢を65歳、医師の定年年齢を70歳とするものでございます。

次に、次ページにかけまして、第4条は定年による退職の特例の規定ですが、第1項に新たに管理監督職勤務上限年齢の特例を規定する、第9条第1項から第4項の規定の取り扱いを、ただし書きとして加えるものでございます。第2項、第3項及び、次ページにかけまして、第4項については、第1項の改正に伴う文言の整理を行うものでございます。

次に、第6条は管理監督職勤務上限年齢の対象となる職を、管理職手当の支給対象となる職とするものでございます。

第7条は、管理監督職勤務上限年齢を60歳とするものです。

次に、次ページにかけまして、第8条は、管理監督職勤務上限年齢制による降任等を行うに当たり遵守すべき基準を定めるものです。

第9条は、職務の特殊性や欠員補充の困難性に対応するため、管理監督職勤務上限年齢による降任等の特例措置を規定するもので、第1項については、管理監督職勤務上限年齢に達した職員について、職務の特殊性や欠員補充の困難性があると認めるときは、引き続き当該管理監督職として勤務することができることを、次ページにかけて、第2項につきましては、引き続き当該管理監督職として勤務することができる期間の上限を3年とすることを、第3項については、任用の制限の特例に関して期間の延長をすることができることを、それぞれ規定するものでございます。

第10条は、管理監督職勤務上限年齢の特例措置により、引き続き管理監督職として勤務させる場合は、あらかじめ職員の同意を得なければならないことを規定するものでございます。

第11条は、管理監督職勤務上限年齢の特例措置を行う事由が消滅した場合の措置を規定するものでございます。

次に、次ページにかけまして、第12条は、60歳に達した以後、定年前に退職した職員を、定年前再任用短時間勤務職員として、当該職員の定年退職日相当日まで任用できることを規定するものです。

第13条は、規則への委任規定です。

次に、制定附則の改正につきましては、附則第3項は職員、附則第4項は医師に関して、定年に関する経過措置として、2年に1歳ずつ、定年が段階的に引き上げられることをそれぞれ規定するものでございます。次ページにまいります。

附則第5項は、職員が60歳に達する年度の前年度に、60歳以後の任用及び給与に関する措置の内容等に関する情報を提供するとともに、勤務の意思の確認をするよう努めることを規定するものでございます。

次に、改正附則第1条は施行期日の規定で、この条例は令和5年4月1日から施行することとしておりますが、定年引き上げ実施のための準備等に関する規定については、公布の日から施行するとするものでございます。

第2条第1項から次ページ同条第3項までにつきましては、定年による退職の特例に係る勤務延長に関する経過措置の規定でございます。

次に、第3条から11ページ第4条第3項までにつきましては、定年の段階的な引き上げ期間における経過措置として、現行の再任用制度と同様の、暫定再任用制度を定める規定でございます。

次に、第5条から次ページ第6条第2項までにつきましては、暫定再任用職員に係る、昇任等の特例として条例で定める職及び年齢を規定するものでございます。

次に、第7条につきましては、各年の4月1日以後に新たに設置された職等に係る暫定再任用に関する規定でございます。

次に、次ページにかけまして、第8条については、定年前再任用短時間勤務職員が定年前の職員であったときに適用される定年年齢に達した後は、定年前再任用短時間勤務職員として任用することはできないとする規定です。

最後に、第9条につきましては、定年引き上げの実施のための、準備等の期間における、情報提供及び意思確認の対象となる職員の年齢を60歳とするものでございます。

次に、議案第68号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。

初めに、改正の概要について申し上げます。地方公務員法の一部改正による、職員の定年年齢の引き上げに伴い、60歳を超える職員の給与の取り扱いに関し、必要な事項の整備を行うものでございます。

それでは、別途配布しております議案第68号資料新旧対照表をごらん願います。左側が改正後、右側が改正前、下線の部分が改正箇所でございます。

第6条第3項及び第5項につきましては、文言の整理です。

第6条第9項については、定年前再任用短時間勤務職員の給料月額を規定するものでございます。次ページにまいります。

旧条例第6条の4については、南幌町職員の再任用に関する条例の廃止に伴い、削除するものです。

次に、第10条の4から、6ページ第16条の4までにつきましては、定年前再任用短時間勤務職員に支給する通勤手当などの各種手当についての規定で、用語の置き換えと文言整理を行うものでございます。

次に、第20条については、引用条項の改正と文言整理を行うものです。

次に、制定附則の改正につきましては、附則第41項及び次ページ、

第42項につきましては、60歳を超える職員の給料月額の特例について規定するものでございます。

次に、第43項から次ページ第46項までにつきましては、管理監督職務上限年齢調整額について規定するものです。

第47項につきましては、規則への委任規定です。次ページにまいります。

別表第1から次ページ、別表第5までにつきましては、表中の文言整理を行うものです。次ページにまいります。

改正附則第1条については、施行期日の規定です。

第2条につきましては、勤務延長職員の経過措置の規定です。

第3条第1項から次ページ第7項までにつきましては、暫定再任用職員の経過措置について規定するものです。

第3条第8項は、暫定再任用職員に関する必要な事項の規則への委任規定です。

最後に、第4条はこの条例の施行に関する規則への委任規定です。

続きまして、議案第69号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について御説明いたします。

初めに、改正の概要について申し上げます。地方公務員法の一部改正により、職員の定年年齢の引き上げなどに関し、関係条例に委任されている事項の整備を行うものでございます。

それでは、別途配布しております議案第69号資料新旧対照表をごらん願います。左側が改正後、右側が改正前、下線の部分が改正箇所でございます。

第1条、職員の寒冷地手当に関する条例の一部改正につきましては、南幌町職員の再任用に関する条例の廃止に伴い、再任用職員の規定を削除するものでございます。

第2条、職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例の一部改正につきましては、次ページにかけて、減給の効果について、減ずる額の特例の規定を追加するものでございます。

第3条、南幌町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正につきましては、4ページにかけまして、地方公務員法の一部改正により、引用条項の改正と、再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に改めるものです。

第4条、職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきましては、地方公務員法の一部改正による引用条項の整理と、次ページにかけまして、条例第2条、育児休業法により、条例で定める育児休業をすることができない職員及び条例第9条、育児休業法により、条例で定める育児短時間勤務をすることができない職員の規定に、職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長された管理監督職員に関する条件の規定をそれぞれ追加整備するものでございます。6ページにまいります。

第5条、南幌町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正につきましては、地方公務員法の一部改正に伴う引用条項の整理を行うものです。

次に、改正附則第1項は施行期日の規定で、この条例は令和5年4月1日から施行する。

最後に、第2項につきましては、寒冷地手当に関する条例の一部改正、第3項については、南幌町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正、第4項については、職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置をそれぞれ規定するものでございます。

次に、議案第70号 職員の降給に関する条例制定について御説明いたします。

初めに、条例制定の概要について申し上げます。地方公務員法の一部改正による、職員の役職定年制度の新設などに伴い、職員の降給に関し必要な事項を新たに定めるものでございます。条例の構成につきましては、第1条から第7条までの構成となります。

第1条は、条例制定の目的でございます。

第2条は、降給の種類として、降格・降号・地方公務員法第28条の2第1項に規定する降給の3種類とする旨の規定でございます。

次ページにかけまして、第3条は、管理監督職勤務上限年齢による降給などの、降給の事由を規定するものでございます。

第4条は、降号の事由に関する規定です。

第5条は、降給させる場合は、書面により通知しなければならないとする規定です。

第6条は、心身の故障による、病院受診命令に従う義務を規定するものです。

第7条は、委任規定です。

附則第1項は、施行期日の規定で、この条例は、令和5年4月1日から施行する。

第2項は、管理監督職勤務上限年齢による降給の経過措置の規定です。

最後に、第3項は、管理監督職勤務上限年齢による降給についての第5条の取り扱いに関する規定です。

次に、議案第71号 職員の高齢者部分休業に関する条例制定について御説明申し上げます。

初めに、条例制定の概要について申し上げます。地方公務員法の一部改正による、職員の定年年齢の引き上げに伴い、地方公務員法第26条の3の規定に基づく、高年齢職員の部分休業に関し必要な事項を新たに定めるものでございます。条例の構成については、第1条から第6条までの構成となります。

第1条は、条例制定の趣旨でございます。

第2条は、部分休業をすることができる時間数、年齢等について定めるものです。

第3条は、部分休業をした期間は、勤務しない時間の給与額を減額する旨の規定です。

第4条は、部分休業の承認の取り消し又は休業時間の短縮をすることができる場合の規定です。

第5条は、休業時間の延長に関する規定です。

第6条は、規則への委任規定です。次ページにまいります。

最後に、附則として、この条例は、令和5年4月1日から施行する。

次に、議案第72号 公益法人等への職員の派遣等に関する条例制定について御説明申し上げます。

初めに、条例制定の概要について申し上げます。地方公務員法の一部改正による、職員の定年年齢の引き上げ等に伴い、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき必要な事項を新たに定めるものでございます。条例の構成につきましては、第1条から第15条までの構成となります。

第1条は、条例制定の趣旨でございます。

次ページにかけて、第2条は、派遣することができない職員や派遣先と合意すべき事項などに関する規定です。

第3条は、派遣職員の職務に復帰させる場合を規定するものです。

第4条は、派遣職員の給与に関する規定、第5条はその特例に関する規定です。

第6条は、派遣職員について、職務に復帰した場合の、職務の級や号俸について必要な調整を行うことができるとする規定です。次ページにまいります。

第7条は、派遣職員等の処遇状況の報告に関する規定です。

第8条から第11条は、法第10条第1項に規定する、特定法人の業務に従事するために退職した者の採用に関し、条例に委任されている事項を規定するものです。

次ページにかけて、第12条は、前条に規定する、退職派遣者が特定法人の業務に従事するにあたり、合意すべき事項を規定するものです。

第13条は、退職派遣者について、本条例第5条の規定と同様とすることを定めるものでございます。

第14条は、退職派遣者が、派遣団体に採用された場合の、職務の級や号俸について必要な調整を行うことができるとする規定です。

第15条は、退職派遣者の処遇状況の報告に関する規定です。

附則第1項は、施行期日の規定で、この条例は、令和5年4月1日から施行する。

第2項は、派遣することのできない職員に、暫定再任用職員は含まれないとする規定です。

最後に、第3項は、職員の定年等に関する条例の旧条例において、勤務延長とされている職員の本条例の適用に関するみなし規定です。

以上で、議案第67号から議案第72号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑に当たりましては、議案ごとに行います。

初めに、議案第67号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、議案第67号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第68号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、議案第68号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第69号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定についての質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、議案第69号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第70号 職員の降給に関する条例制定についての質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、議案第70号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第71号 職員の高齢者部分休業に関する条例制定についての質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、議案第71号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第72号 公益法人等への職員の派遣等に関する条例制定についての質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、議案第72号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本6議案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。採決に当たりましては、議案ごとに行います。

議案第67号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第68号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第69号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第70号 職員の降給に関する条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第71号 職員の高齢者部分休業に関する条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第72号 公益法人等への職員の派遣等に関する条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程19 議案第73号 南幌町保健福祉総合センター条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 ただいま上程をいただきました議案第73号 南幌町保健福祉総合センター条例の一部を改正する条例制定につきましては、公衆浴場入浴料金統制額の改定に伴い、本案を提案するものです。

詳細につきましては、保健福祉課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長 内容の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長 それでは、議案第73号 南幌町保健福祉総合センター条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。

この度の改正につきましては、北海道公衆浴場入浴料金の統制額の改定に伴い、大人の入浴料金の引き上げを行うものです。なお、施行期日につきましては、周知期間を設けるために来年4月からとしています。

別途配布いたしました議案第73号資料の新旧対照表にて御説明いたします。左側が改正後、右側が改正前、下線の箇所が改正部分です。

別表1（第11条関係）使用料のうち、浴室、大人1回450円を、480円に改正いたします。

附則としまして、令和5年4月1日から施行する。

以上で、議案第73号についての説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（なしの声）

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（なしの声）

それでは採決いたします。

議案第73号 南幌町保健福祉総合センター条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（なしの声）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程20 議案第74号 町道路線の変更についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第74号 町道路線の変更につきましては、石狩川改修工事のうち江別太上流築堤工事において、当該道路敷地の一部が河川用地として必要となるため、本案を提案するものです。

詳細につきましては、都市整備課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。都市整備課長。

都市整備課長 議案第74号 町道路線の変更について御説明いたします。

今回の変更箇所については、北海道開発局が行う石狩川改修工事のうち、江別太上流築堤工事において、当該道路敷地の一部が河川用地として必要となるため変更を行うものです。別途配布している議案第74号資料、町道認定路線変更図をあわせてごらんください。青色が変更前、赤色が変更後でございます。

整理番号1 路線名。南6線。旧 終点、南幌町658番2地先（千歳川）を、新 終点、南幌町658番1地先（株式会社サカイ）に変更するものです。

なお、廃止される道路用地の延長は88.1メートルとなり、用地の所有は従前から国有地であるため用地の処理は発生いたしません。

以上で、議案第74号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
(なしの声。)
御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。
(なしの声。)
それでは採決いたします。
議案第74号 町道路線の変更については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(なしの声。)
御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程21 議案第75号 南幌町三重レークハウス及び三重湖公園の指定管理者の指定についてを議題といたします。

町長 理事者より提案理由の説明を求めます。町長。
ただいま上程をいただきました議案第75号 南幌町三重レークハウス及び三重湖公園の指定管理者の指定につきましては、指定期間の満了に伴い、新たに指定管理者の指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提案するものです。
詳細につきましては、生涯学習課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 生涯学習課長 内容の説明を求めます。生涯学習課長。
議案第75号 南幌町三重レークハウス及び三重湖公園の指定管理者の指定について御説明いたします。
1 指定管理を行う公の施設の名称。南幌町三重レークハウス、三重湖公園。
2 指定管理者となる団体の名称。空知郡南幌町南13線西5番地。三重湖公園管理組合。
3 指定の期間。令和5年4月1日から令和10年3月31日。
内容につきましては、指定期間の満了に伴い、新たに指定管理者を指定するに当たり、これまで施設利用者が安心して利用できるよう、適切な管理運営を行ってきたことから、引き続き三重湖公園管理組合を指定するものでございます。

議長 以上で、議案第75号の説明を終わります。
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
(なしの声。)
御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。
(なしの声。)
それでは採決いたします。

議案第75号 南幌町三重レークハウス及び三重湖公園の指定管理者の指定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程22 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

局長に朗読させます。

局
議
町
長
長
長

(朗読する。)

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

ただいま上程をいただきました諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、小原 康子氏が令和5年3月31日をもって任期満了となることから、小原 康子氏の再任について諮問するため、本案を提案するものです。

御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議
長

お諮りいたします。本案につきましては人事案件でございます。この際質疑討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり推薦することに異議なしとして答申することにいたしましたと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり推薦することに異議なしとして答申することに決定をいたしました。

●日程23 発議第17号 総務常任委員会、産業経済常任委員会、議会運営委員会所管事務調査についてを議題といたします。

3委員会の所管事務調査につきましては、定例会ごとの承認案件でございます。提案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決定をいたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。

(午前10時6分)

(午前10時9分)

議
長

休憩を閉じ、会議を再開させていただきます。

以上で本定例会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。ただいまをもって閉会したいと思います。御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本定例会はただいまをもって閉会といたします。

御苦労さまでした。

(午前10時10分)